

平成二十九年第一回三月定例会

平成 29 年 第 1 回

高森町議会 3 月定例会会議録

平成 29 年 3 月 8 日 開会

平成 29 年 3 月 16 日 閉会



高 森 町 議 会

高森町議会会議録

3 月 8 日（水）

（第 1 日）

平成 29 年第 1 回高森町議会定例会（第 1 号）

平成 29 年 3 月 8 日
午前 10 時 00 分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

4 番 興 梶 壽一君

5 番 芹 口 誓彰君

日程第 2 会期の決定

（1） 会 期 （9 日間）

自 平成 29 年 3 月 8 日

至 平成 29 年 3 月 16 日

（2） 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
3 月 8 日（水）	本会議	議案審議
3 月 9 日（木）	休 会	総務常任委員会
3 月 10 日（金）	〃	文教厚生常任委員会
3 月 11 日（土）	〃	
3 月 12 日（日）	〃	
3 月 13 日（月）	〃	建設経済常任委員会
3 月 14 日（火）	〃	
3 月 15 日（水）	本会議	一般質問
3 月 16 日（木）	本会議	委員長報告・採決

日程第 3 同意第 1 号 高森町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 4 議案第 7 号 高森町観光交流センターの指定管理者の指定について

日程第 5 議案第 8 号 高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定について

日程第 6 議案第 9 号 高森町駐在嘱託員設置条例の一部改正について

日程第 7 議案第 10 号 高森町報酬及び費用弁償条例の一部改正について

日程第 8	議案第 11 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第 9	議案第 12 号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第 10	議案第 13 号	高森町税条例等の一部改正について
日程第 11	議案第 14 号	高森町税特別措置条例の一部改正について
日程第 12	議案第 15 号	高森町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 13	議案第 16 号	高森町国民健康保険高額療養費支払資金貸付基金条例の一部改正について
日程第 14	議案第 17 号	高森町介護保険条例の一部改正について
日程第 15	議案第 18 号	高森町奨学資金貸付条例の一部改正について
日程第 16	議案第 19 号	高森町草部グラウンド条例の一部改正について
日程第 17	議案第 20 号	平成 28 年度高森町一般会計補正予算について
日程第 18	議案第 21 号	平成 28 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
日程第 19	議案第 22 号	平成 28 年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について
日程第 20	議案第 23 号	平成 28 年度高森町介護保険特別会計補正予算について
日程第 21	議案第 24 号	平成 28 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について
日程第 22	議案第 25 号	平成 28 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について
日程第 23	議案第 26 号	平成 28 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について
日程第 24	議案第 27 号	平成 29 年度高森町一般会計予算について
日程第 25	議案第 28 号	平成 29 年度高森町国民健康保険特別会計予算について
日程第 26	議案第 29 号	平成 29 年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第 27	議案第 30 号	平成 29 年度高森町介護保険特別会計予算について
日程第 28	議案第 31 号	平成 29 年度高森町簡易水道事業特別会計予算について
日程第 29	議案第 32 号	平成 29 年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について
日程第 30	議案第 33 号	平成 29 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算

について

日程第 3 1 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(9名)

1 番	牛 嶋 津世志 君	3 番	後 藤 三 治 君
4 番	興 梶 壽 一 君	5 番	芹 口 誓 彰 君
6 番	立 山 広 滋 君	7 番	森 田 勝 君
8 番	本 田 生 一 君	9 番	田 上 更 生 君
10 番	佐 伯 金 也 君		

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (18名)

町 長	草 村 大 成 君	総 務 課 長	佐 藤 武 文 君
生活環境課長	松 本 満 夫 君	政策推進課長	馬 原 恵 介 君
住民福祉課長	安 藤 吉 孝 君	健康推進課長	阿 南 一 也 君
税 務 課 長	佐 伯 実 君	農林政策課長	後 藤 健 一 君
建 設 課 長	沼 田 勝 之 君	会 計 課 長	河 崎 みゆき 君
たからポイントチャンネル事務局長	東 幸 祐 君	教育委員会事務局長	阿 部 恭 二 君
監査委員事務局長	安 方 含 君	生活環境課審議員	田 上 浩 尚 君
政策推進課審議員	橋 本 俊太郎 君	農林政策課審議員	古 澤 要 介 君
総務課課長補佐	岩 下 徹 君	総務課総務係長	岩 下 雅 広 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 (2名)

議会事務局長	佐 藤 幸 一 君	議会事務局庶務係長	山 田 耕 生 君
--------	-----------	-----------	-----------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。

会議に先立ち、町長の御挨拶をお願いいたします。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） おはようございます。

平成29年第1回高森町議会定例会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。議員各位の皆様におかれましては、公私御多忙のところ、本定例会に御出席をいただき誠にありがとうございます。

3月となりました。もう春を感じる日になったり、もしくは昨日のようにですね、まだ雪が舞うような日もありますが、若干暖かさを感じるころになってきたのではないかというふうに思っておるところでございます。

昨年発生いたしました熊本地震からやがて4月14日で1年となります。私たち南阿蘇地域に住む南郷谷の住民にとっては直接影響を及ぼしております、国道57号線、325号線、そして俵山トンネル、そしてまたは南阿蘇鉄道の復旧など、これからさらに長期にわたる復旧活動が必要となります。地震発生前の生活を完全に取り戻すためには相当な時間が必要であることをこの1年を通して改めて痛感をしているところでございます。

しかしながら、一方では、この熊本地震の発生を契機に、当然経験をしたこと、そして感じたこと、そしてこれは住民の皆様も議会議員の皆様も同じでございます。その中でですね、その上で防災拠点の整備であったり、もしくは防災無線の整備など、すぐにやらなければいけないところがございます。当然、財政も考慮しながらやらなければいけないわけでございますが、やはりできるときにチャンスがあればしっかりやっていかなければいけない。そのためには、課題を汲み上げて、計画に落とし込んで、そして住民の皆様の代表であります議会議員の皆様と協議をしながら、御理解をいただきながら進めてまいりたいというふうに考えております。共に執行部も議会議員の皆様も課題は同じであるというふうに認識をいたしております。この課題の解決に向けて邁進をしてまいりますので、どうぞよろしくお願いしたいというふうに思います。

本定例会では、委員の任命に関わる同意が1件、指定管理者の指定、条例の改正、一般会計及び特別会計予算など議案27件を御提案させていただきます。よろしく御審議をいただき、御決定賜りますようお願い申し上げ、御挨拶といたします。

○議長（田上更生君） ありがとうございます。

ただいまから、平成29年第1回高森町議会定例会を開会します。

なお、教育長 佐藤増夫君、教育委員会審議員 堺昭博君からは欠席届があつておりますので、報告いたしております。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田上更生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番 興梶壽一君及び5番 芹口誓彰君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（田上更生君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。議会運営委員長 立山広滋君。

○議会運営委員長（立山広滋君） おはようございます。6番 立山です。

会期の報告を申し上げます。

議会運営委員会に付託されておりました平成29年第1回高森町議会定例会の会期につきましては、本日3月8日から3月16日までの9日間と決定しております。

以上、報告を終わります。

○議長（田上更生君） 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月16日までの9日間と決定しました。

-----○-----

日程第3 同意第1号 高森町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（田上更生君） 日程第3、同意第1号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 同意第1号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任につい

て、提案理由の説明を申し上げます。

現在、本町の固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております、渡辺眞佐末氏は、２期６年間に渡り固定資産評価の御審査に御尽力をいただいております。その任期が本年５月１１日をもって満了するため、同氏の再任について議会の同意を求めるものであります。当氏は、人格高潔で識見も高く、広く社会の実情に通じた方であり、固定資産評価審査委員会委員として適任者であります。同委員の選任については、地方税法第４２３条第３項の規定により、議会の同意を得る必要があるため御提案申し上げるものでございます。よろしく御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから同意第１号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本件について、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、同意第１号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

—————○—————

日程第４ 議案第７号 高森町観光交流センターの指定管理者の指定について

○議長（田上更生君） 日程第４、議案第７号、高森町観光交流センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。政策推進課長 馬原恵介君。

○政策推進課長（馬原恵介君） おはようございます。

議案第７号で提案いたしました、高森町観光交流センターの指定管理者の指定につきまして、提案理由を説明申し上げます。

本議案は、高森町観光交流センター条例第１０条の規定により、観光交流センターの管理を指定管理者に行わせる場合、町長が特別の事情があると認めるときは、

指定管理の選定を行うことができるという条文に則りまして、今回、高森町観光協会を指定管理者として指定するものであります。

議案を御覧いただきたいと思います。まず、対象施設は、高森町観光交流センター、指定管理者となる団体の名称は、高森町観光協会会長 後藤 巖氏でございます。

次に、指定の期間といたしましては、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとなります。

指定管理者を指定するには、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、この議案を提案するものであります。

以上、今回提案しております内容につきまして説明申し上げましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号、高森町観光交流センターの指定管理者の指定についてを採決します。

本案については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号、高森町観光交流センターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第5 議案第8号 高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定について

○議長（田上更生君） 日程第5、議案第8号、高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。生活環境課長 松本満夫君。

○生活環境課長（松本満夫君） おはようございます。

議案第8号で御提案いたしました、高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

高森町奥阿蘇特産品加工場につきましては、平成6年4月から開設をいたしておりますが、平成20年4月から指定管理者制度を導入し、現在9年目を終了しようとしております。今回、4月以降の指定管理者を指定する必要があるがございますので、高森町奥阿蘇特産品加工場条例第11条の規定に基づきまして、指定管理者を指定するものであります。

本加工場につきましては、施設の特異性及びこれまでの経緯から指定管理者を選考により指定するものでございます。現在、指定管理者であります、有限会社ヴルスト阿蘇取締役 中村敏治氏でございますが、引き続き平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間を指定管理者として指定するものでございます。指定管理者を指定するには、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、この議案を提案するものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議いただき、御決定いただきますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯です。加工場についてはですね、加工センターについては、今担当課長のほうが言われたとおり、もうかなり古くなっております。もう20年経過しておるわけですね。当時、機械のほうも外国のやつを実際自分たちで見て来られて、それを入れとるわけなんですけれども、その間、修繕等もあったと思うんですが、おそらく特殊な仕事ではございます。塩分が多うございます。おそらく機械の耐用年数等もかなり過ぎとるようでございますが、その取り扱いについて、今後、管理をする期間内に機械のトラブル等があり更新をしなければならなくなったというときには、どのような対応をする予定であるのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 生活環境課長 松本満夫君。

○生活環境課長（松本満夫君） 10番 佐伯議員の質問にお答えいたします。

ただいまの奥阿蘇特産品加工場につきましては、今御指摘があったようにですね、平成6年に開設して22年が経過しておるわけでございます。御承知のとおり、今までも軽微な修繕等は随時行っておりましたが、今後もですね、施設の設備あたりの経年劣化等も十分考えておりますし、ボイラー等あたりの不具合等も予想できますので、修繕等に関してはですね、指定管理をお願いする期間につきましては、修繕等をですね、対応をいたしまして、指定管理者の方にですね、協定書のあ

たりでも協議を十分しまして進めていきたいとは思っております。修繕等も必要最小限の対応をしていきたいと思っております。

それと、もう一つ、昨年7月から公共施設あり方という検討協議会のほうも設置していただきまして、公共施設のあり方についても指定管理者の施設につきましても今後検討をしていく方向でありますので、その動向によってですね、またいろいろ皆さんと協議して進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） はい、わかりました。今公共施設等のあり方等検討委員会があつております。その中でいろいろとまた協議をしていかなければならないわけですが、もう何分ですね、ステンレスでつくっておる機械とはいえ、扱う品物が肉でありますから、かなりやはり傷んでおるというふうに想像をいたします。この加工場、隣には草部地区の皆さんたちが特産品をつくるために加工スペースが設けられておるようでございますが、まだ現在、それに対してもまだ稼働率がちょっと低いように聞いております。以前はこの加工場について、加工センターについてはですね、水道光熱費等についても行政側で払っておったという経緯がございます。途中からそれについては払っていただけるようになったんですけれども、そういうふうなわけで、指定管理料もこちらのほうから支払いはいたしません。そういうふうな形でやっております関係で、そういうふうな動産については町が見るのが当然かなとは思いますが、しかしながら、やはりその町のイメージアップ、ブランド化、いろんな面においてやっぱ草部地区の開発、観光開発、特産品開発においても寄与していただけるならば、そういうことに対しては、やっぱ行政側からの応援はやぶさかではないというふうに考えておりますが、現在のところ、やっぱり独立した営業形態のようでございます。ですから、そこ当たりも十分考慮して、今後の対策、対応については、契約の際にはやっていただきたいというふうに思いますので、今後の契約は慎重によろしく願いをいたします。以上です。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号、高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定についてを

採決します。

本案について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号、高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第9号 高森町駐在嘱託員設置条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第6、議案第9号、高森町駐在嘱託員設置条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） おはようございます。

議案第9号で御提案いたしました、高森町駐在嘱託員設置条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本町の2月末現在の世帯数は2,874戸となっており、駐在嘱託員は現在32地区、32人に嘱託しております。その中で、大字高森の昭和地区では、近年、多くの住宅やアパートが建築され、世帯数は429戸と全世帯数の約15%を抱える駐在区となっております。駐在員嘱託員の負担も非常に大きくなっている現状でございます。これまで地区の見直し等について要望がなされておりましたが、昨年の熊本地震の経験等を踏まえ、駐在嘱託員の果たす役割もさらに重要となってまいりますことから、今回、昭和地区を南北に分け、それぞれに駐在嘱託員を配置するため、定数を1人増やし、33人に改めるものでございます。条例の改廃については、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要があるため御提案申し上げるものでございます。よろしく御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） はい。これは以前から出ておりました懸案事項でございまして、やっと動いていただけたというふうに考えております。要するに、具体的に道路で区切られるのでしょうか。それとも、川の位置で区切られるとかあると思うんですが、普通、地域を分かれておる場合については、そういうところで、おおむねわかりやすい区分けというのがあるんですけれども、おおむねどの辺りで分けられるのかということを、南と北というふうになっておりますけれども、捉えたらよろ

しいものなのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 10番 佐伯議員のお尋ねにお答えをいたします。

大まかに申しますと、中川原団地の南側、北側、それから中学校の裏から、幼稚園から中学校に入ります道ですね、の南と北、大まかにその線で南北に分けるといふふうに地元が協議をされているところです。以上です。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

—————○—————

日程第7 議案第10号 高森町報酬及び費用弁償条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第7、議案第10号、高森町報酬及び費用弁償条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 議案第10号で御提案いたしました、高森町報酬及び費用弁償条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償について定めたものですが、昨年、平成28年第4回議会定例会において御同意いただきましたとおり、関係法令の改正に基づく新教育長を任命したことにより、教育委員長に関する規定が不要となったこと。また、別表第1と別表第2を統合して見やすくするため、今回の改正を行うものでございます。

条例の改廃については、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要があるため、御提案申し上げますのでございます。よろしく御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号、高森町報酬及び費用弁償条例の一部改正についてを採決します。

本案については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号、高森町報酬及び費用弁償条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第11号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第8、議案第11号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 議案第11号で御提案いたしました、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

平成28年12月、育児休業、介護休業等育児、または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたことに伴い、本条例の改正を行うものでございます。

主な改正点は、介護休業を3つの期間に分割して取得できるようにすること。介護休業とは別に、介護のための勤務をしない時間を取得できる介護時間を設けること。介護休業の申し出ができる非常勤職員の要件を緩和すること等でございます。

条例の改廃については、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要があるため御提案申し上げるものでございます。よろしく御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げ提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） ちょっとお聞かせいただきたいのですが、介護をする私たち実年代からすると親であり、祖母であるわけなんですけれども、通常、同居世帯であるならば介護はもう当たり前の義務であります。その場合、この言われる介護

をしようとする親族、家族というのが、これは同居世帯に限るのか。それとも税金の申告でいう扶養家族に入れておる家族が介護が必要となった場合、別居でも介護休暇、介護時間が取れるのか。その辺りについて、私は、同居であるべきだというふうに思うわけなんですけれども、別居でも扶養家族として離れた場所にいる親を入れておった場合、その親が介護が必要になった場合については、介護休暇、介護時間等について取得することが可能であると捉えていいのか。その点についてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） １０番 佐伯議員の御質問にお答えいたします。

今回の改正は、育児または介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための改正というふうになされております。ですから、基本的には、同居が条件であるというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第１１号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

—————○—————

日程第９ 議案第１２号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第９、議案第１２号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 議案第１２号で御提案いたしました、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

この条例改正も平成２８年１２月に地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、本条例の改正を行うものでございます。

主な改正点は、育児休業等の対象となる子の範囲に、特別養子縁組の看護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等を加えるというものでございますが、これに伴い、本条例がこれまで国の制度に準拠していなかった部分について、育児

休業及び部分休業をすることができる職員の範囲の拡大についても改正を行うものでございます。

条例の改正については、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要があるため、御提案申し上げるものでございます。よろしく御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

—————○—————

日程第10 議案第13号 高森町税条例等の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第10、議案第13号、高森町税条例等の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。税務課長 佐伯実君。

○税務課長（佐伯 実君） おはようございます。

議案第13号で御提案いたしました、高森町税条例等の一部改正について、御説明を申し上げます。

今回の税条例の一部改正につきましては、地方税法等の上位法の改正によりまして、高森町税条例の一部改正をするものであり、いずれも消費税10%導入後の平成31年度から適用するものであり、その前の条例の整備となっております。

それでは、主な改正概要につきまして御説明をいたします。まず、新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

今回の主な改正内容は、法人税の税率の引き下げ及び軽自動車税に新たに環境性能割が規定されたこと。現行の軽自動車の名称が種別割に変更されることに伴う改正でございます。

2ページを御覧ください。第34条の4は、法人税の税率を100分の9.7から100分の6に引き下げ、この引き下げ分を地方交付税の原資とするものでござ

います。

続きまして、第80条は、三輪以上の軽自動車の取得者に対して、環境性能割を課しまして、所有者に対しましては種別割を課することを規定したものでございます。

続いて、第81条は、軽自動車の賦課決定に際し、一定の条件において環境性能割に係る取得者、及び種別割に係る所有者とみなして課税をすることを規定したものでございます。

次に、第81条の2は、日本赤十字社が所有する軽自動車に対する軽自動車税の非課税の範囲の条文の移動でございまして、内容は変更ございません。

続きまして、第81条の3は、環境性能割の課税標準額を三輪以上の軽自動車の取得のための通常必要とする価格とするものでございます。

第81条の4は、その環境性能割の税率を平成17年排出ガス基準の75%を軽減に達成をしたものに加えて、燃費基準の達成度に応じてそれぞれ100分の1、100分の2、100分の3とするものでございます。

続きまして、第81条の5では、環境性能割の徴収は、申告納付の方法によるとしておりまして、第81条の6では、その環境性能割の申告納付について記されております。これは三輪以上の軽自動車の区分に応じ、法の定める日時までに申告書を町長までに提出するとともに、その申告に係る環境性能割を納付するというものでございます。

第81条の7では、これらの規定に係る申告を行った者に対する過料の規定をしております。

第81条の8では、環境性能割の減免について規定したものでございます。

また、附則においては、今回の改正に伴う各税目の経過措置も設定を行われております。

以上、御提案を申し上げましたが、条例改正の概要について御説明申し上げました。御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第１３号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第１１ 議案第１４号 高森町税特別措置条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第１１、議案第１４号、高森町税特別措置条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。税務課長 佐伯実君。

○税務課長（佐伯 実君） 議案第１４号で御提案いたしました、高森町税特別措置条例の一部改正について、その概要を新旧対照表により御説明を申し上げます。

１ページをお開きいただきたいと思います。今回の条例の一部改正につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第３１条の地方税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合を定める省令の一部改正によりまして、固定資産税減免措置期間が平成２９年３月３１日を２年間延長いたしまして、平成３１年３月３１日までとされたことに伴い、高森町税特別措置条例も同様に２年間延長するものでございます。

以上、御提案を申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第１４号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第１２ 議案第１５号 高森町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第１２、議案第１５号、高森町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） おはようございます。

議案第15号で御提案いたしました、高森町国民健康保険税条例の一部改正について、御説明申し上げます。

今回の一部改正は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、本年4月1日から施行されることに伴い、高森町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

今回の条例の一部改正は、国民健康保険税の課税限度額は変更しないで、国民健康保険税の軽減措置について5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正するものであります。新旧対照表を御覧ください。軽減する所得判定基準について5割軽減の被保険者数に乗ずる金額を26万5,000円から27万円に、また、2割軽減の被保険者数に乗ずる金額も48万円から49万円に引き上げるものでございます。

以上、今回の改正について、その概要を説明しましたが、御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

—————○—————

日程第13 議案第16号 高森町国民健康保険高額療養費支払資金貸付基金条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第13、議案第16号、高森町国民健康保険高額療養費支払資金貸付基金条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 議案第16号で御提案いたしました、高森町国民健康保険高額療養費支払資金貸付基金条例の一部改正につきまして、御説明申し上げます。

す。

今回の一部改正は、現在、基金の運用から生ずる利益、つまり利子分について基金に編入するものとしていますが、基金の額は１００万円と規定しているため、今回、変更するものであります。

以上、今回の改正について、その概要を説明しましたが、御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第１６号、高森町国民健康保険高額療養費支払資金貸付基金条例の一部改正についてを採決します。

本案については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第１６号、高森町国民健康保険高額療養費支払資金貸付基金条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１４ 議案第１７号 高森町介護保険条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第１４、議案第１７号、高森町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 議案第１７号で御提案いたしました、高森町介護保険条例の一部改正について、御説明申し上げます。

介護保険法施行令の一部改正に伴い、本年４月より施行されることから、高森町介護保険条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、介護保険制度では、第１号被保険者の保険料段階の判定に所得を計る指標として合計所得金額を用いています。この合計所得金額は、土地を譲渡した場合に生ずる売却収入等に対する税法上の特別控除等が適用されて

いないため、被災地の防災集団移転促進事業や土地収用等で土地等を譲渡した場合、譲渡した年の翌年の所得が急増し、介護保険料が高額になる場合があります。土地の売却には、災害や土地収用を含む本人の責に帰さない理由による場合もあることから、そのような土地の売却収入等を所得として取り扱わないこととするよう、保険料段階の判定に現行の合計所得金額から租税特別措置法に規定されている長期譲渡所得、または短期譲渡取得に係る特別控除額を控除した額を用いることとするものであります。

以上、今回の改正について、その概要を説明いたしました。御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第15 議案18号 高森町奨学資金貸付条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第15、議案第18号、高森町奨学資金貸付条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長 阿部恭二君。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） おはようございます。

議案第18号で御提案いたしました、高森町奨学資金貸付条例の一部改正につきまして、御説明を申し上げます。

今回の条例改正は、選考委員会の委員を変更するものです。選考委員会の委員は、教育委員会が委嘱、または任命により選考することになっています。構成委員の中で総務委員長が委員になっていますが、関係する常任委員長が適任であり、詳しいのではないかと意見をいただき、教育委員会のほうで検討いたしました結果、総務委員長を文教厚生常任委員長に変更するものでございます。

本議案は、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必

要があるため提案するものです。

以上、御説明を申し上げましたが、御審議賜り、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第１８号、高森町奨学資金貸付条例の一部改正についてを採決します。

本案については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第１８号、高森町奨学資金貸付条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１６ 議案第１９号 高森町草部グラウンド条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第１６、議案第１９号、高森町草部グラウンド条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長 阿部恭二君。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） 議案第１９号で御提案いたしました、高森町草部グラウンド条例の一部改正につきまして、御説明を申し上げます。

今回の条例改正は、草部グラウンドの夜間照明施設につきましての改正です。現在、草部グラウンドの夜間照明施設は使用できない状況でございます。使用できない施設の料金があるのは実態にそぐわないとの意見をいただき、教育委員会のほうで検討いたしました。また、この件につきましては、草部地区の方々と協議を行い、了解を得ています。その結果、今回、夜間照明施設の料金を削除するものでございます。

本議案は、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものです。

以上、御説明申し上げますが、御審議賜り、御決定いただきますようお願い申

し上げ提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号、高森町草部グラウンド条例の一部改正についてを採決します。

本案については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号、高森町草部グラウンド条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第17 議案第20号 平成28年度高森町一般会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第17、議案第20号、平成28年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第20号で御提案いたしました、平成28年度高森町一般会計補正予算（第10号）について、御説明を申し上げます。

今回の補正は、平成28年度の年度末を控え、歳入歳出全般に渡って補正をするものでございまして、歳入歳出それぞれ4億9,210万2,000円を減額し、予算の総額を53億1,134万5,000円とするものでございます。

今年度は、4月に発生いたしました熊本地震による復旧予算を見込んでいた影響もあり、例年に比べ大幅な減額補正となっております。

予算書の2ページ、3ページをお開きください。歳入予算の主なものについて御説明をさせていただきます。

第1款町税につきましては、現時点での収入見込み額を2,716万4,000円増額いたしました。

第14款の国庫支出金、第15款の県支出金につきましては、各事業の決定通知や確定見込みにより調整を行うものでございます。

第18款繰入金につきましては、社会福祉振興基金、土地開発基金、ふるさとづくり対策事業基金、中山間ふるさと・水と土保全基金の4つの基金を今年度をもって取り崩すこととしており、3,684万8,000円を一般会計に繰り入れしております。また、財源調整のための財政調整基金繰入金及び災害基金の繰入金を減額としておりますので、総額5,498万2,000円を減額計上させていただきました。

第20款諸収入につきましては、税金の滞納分に係る延滞金加算金として131万5,000円を追加いたしております。

第21款町債につきましては、事業の確定に伴い、減額をするものでございます。

次に、4ページ、5ページをお開きください。歳出のほうでございます。歳出全般に渡りまして必要経費の最終見込みにより、主に減額補正をしておりますが、一部追加の補正を計上しております。この中で、追加しております事業の詳細につきましては、別途お配りしております、補正予算概要書にて、後ほど御説明を申し上げます。

次に、予算書6ページをお開きください。第2表繰越明許費につきましては、年度内の完了が見込めない事業について翌年度へ繰り越すものでございます。

7ページを御覧ください。第3表債務負担行為補正につきましては、21項目を追加いたしております。このうち、1番から12番までの項目につきましては、平成29年度の1年分を計上いたしました。13番以降の項目は、それぞれの期間に関わる限度額を計上したものでございます。

8ページをお開きください。第4表地方債補正につきましては、各事業の確定に伴い、それぞれ限度額を減額するものでございます。

最後に、歳出予算の中で、今回、追加しております事業の詳細について、概要書を使って御説明申し上げます。補正予算の概要書につきましては、1枚のペーパーとなっておりますので、御準備をお願いいたします。

まず、スライド1の堆肥舎建設事業を御覧ください。本町では、よりよい品質の堆肥生産供給能力の向上を図っており、質のよい堆肥を町内外の農家の方々へ広く流通させるため、堆肥の集荷施設が必要であることから、今年度の補正第5号で、堆肥舎建設に係る経費を計上させていただきました。しかし、熊本地震により、資材及び人件費が高騰したことに伴い、今回、追加で予算が必要となったことから757万円を増額計上させていただきました。

次に、スライド２の経営体育成支援事業補助金を御覧ください。こちらにつきましては、表題にも記載してあるとおり、熊本地震の被災農業者向けの補助事業であります。国及び県の補助事業であり、募集時期にあわせて補正５号及び補正８号で予算を計上しておりますが、再度追加募集がございましたので、今回、８９５万６,０００円を追加で計上しております。

御説明いたしました２つの事業のほかに、今回、国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計への法定外繰出金として、あわせて１億６１７万８,０００円を計上させていただいております。詳細につきましては、各特別会計の提案説明の際に御説明を申し上げます。

以上、今回提案しております補正予算について、その概要を御説明いたしましたので、御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、各常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第２０号は、各常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） それでは、１１時１５分より再開いたします。

—————○—————

休憩 午前１１時０５分

再開 午前１１時１５分

—————○—————

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、総務課長より発言の訂正の要望がっておりますので、許可いたします。

総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 先ほど１０番議員から介護休暇の対象となる者についてお尋ねがございましたけれども、同居の要件というのが一部のものにかかっておりま

す。配偶者、それから両親及び配偶者の両親については、被介護者として認められておりまして、同居の要件がございませんが、兄弟、姉妹、祖父母、孫については同居かつ扶養が条件ということになっておりますので、全部ではないということで訂正をさせていただきたいと思います。申し訳ございませんでした。

○議長（田上更生君） よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

-----○-----

日程第 18 議案第 21 号 平成 28 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第 18、議案第 21 号、平成 28 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 議案第 21 号で提案いたしました、平成 28 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

予算書の 1 ページをお開きください。歳入歳出の補正は、第 1 条で、歳入歳出予算の総額に 3,776 万 6,000 円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ 12 億 9,781 万 8,000 円とするものであります。

7 ページをお開きください。歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。

1 款国民健康保険税につきましては、今後の歳入見込みにより、1 目一般被保険者国民健康保険税を 1,316 万 9,000 円、2 目退職被保険者等国民健康保険税を 245 万 1,000 円減額しております。この理由の主なものといたしまして、被保険者の総所得が減少したこと、及び被保険者の見込みが減少したことによるもので、直近の保険税課税額及び徴収率を勘案して算出し、減額するものでございます。

8 ページをお開きください。4 款 1 項 1 目療養給付費等負担金を 1,369 万 4,000 円減額しております。同款 2 項 1 目 1 節普通調整交付金を 2,582 万 5,000 円減額しております。また、2 節特別調整交付金につきましては 1,043 万円増額しております。

9 ページを御覧ください。6 款前期高齢者交付金につきましては 479 万 3,000 円増額しております。

7 款県支出金、1 目財政調整交付金の 1 節普通調整交付金につきましては 4,5

55万1,000円減額しております。これは、昨年の決算におきまして繰越金が大幅に減少した際に9月定例会の第1回補正において、一時的にこの項目で調整させていただきました。今回、歳入についての国庫支出金や各種交付金の歳入及び歳出について見込みができましたので、今回、一般会計からの法定外繰り入れにあわせて減額するものであります。2節特別調整交付金につきましては、見込みにより減額しております。

8款1目2節保険財政共同安定化事業交付金につきましては3,703万1,000円減額しております。

10款1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金につきましては1,126万5,000円、3節財政安定化支援事業繰入金として、法定外繰入金8,589万5,000円を増額しております。これは、先ほど県の財政調整交付金のところで少し触れましたが、繰越金の減少及び国民健康保険税、国庫支出金、共同事業交付金等の減額に伴うものでございます。昨年の3月定例会第3回補正により、法定外繰入金4,900万円の可決をいただきました。その後の補助金等の決定により、同額程度の約4,000万円の増額が見込まれたため、第4回の補正専決により、法定外繰入金を4,900万円減額いたしました。このことは、平成27年度においては、法廷内繰入金1,700万円のみの繰入金で運用したことになります。しかしながら、その分繰越金が約650万円に減少し、結果的には28年において、今回の法定外繰入金になったものであります。

11ページを御覧ください。歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。

2款1目出産育児一時金につきましては280万円減額しております。

3款1目後期高齢者支援金につきましては1,524万円減額いたしております。

12ページをお開きください。5款介護納付金につきましては1,436万5,000円減額。

5款2目保険財政共同安定化事業拠出金につきましては1,230万円減額しております。

13ページを御覧ください。10款3目一般被保険者償還金につきましては、療養給付費等負担金の平成27年度分が確定し、精算する必要があり、その返還分1,071万9,000円を増額しております。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについて、その概要を説明いたしました。御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたしまして説明を終わ

ります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第19 議案第22号 平成28年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第19、議案第22号、平成28年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 議案第22号で御提案いたしました、平成28年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。歳入歳出の予算の補正は、第1条で、歳入歳出予算の総額から105万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,587万8,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。

5款4項1目後期高齢者医療広域連合受託事業収入につきましては、後期高齢者健康診査の受診率23%を目標としておりましたが、約18%の受診率であったため、後期高齢者医療広域連合からの受託事業収入を106万3,000円減額しております。

7ページを御覧ください。歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。

3款1項1目健康診査費、13節委託料につきましては、歳入の際でも御説明いたしました、後期高齢者健康診査が18%の受診率であったため、健診機関への委託料を82万2,000円減額しております。なお、実績見込みにより、他の費目につきましてもそれぞれ調整を行っています。

以上、今回提出しております補正予算の主なものについて、その概要を説明いたしましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

————○————

日程第20 議案第23号 平成28年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第20、議案第23号、平成28年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 議案第23号で御提案いたしました、平成28年度高森町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正は、第1条で、歳入歳出予算の総額から1,657万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億3,870万2,000円とするものでございます。

7ページをお開きください。歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。

1款保険料につきまして161万6,000円増額しております。

3款1項国庫負担金につきましては283万円の増額、2項国庫補助金につきましては、総額で191万2,000円減額しております。これは、本年度見込みによるものでございます。

8ページをお開きください。4款支払基金交付金につきましては、1目、2目あわせまして597万5,000円減額しております。これも平成28年度交付金の見込みによる減額でございます。

9ページを御覧ください。6款1項4目その他一般会計繰入金として法定外繰入

金を2,026万3,000円計上しております。これまでは介護保険料、並びに国庫支出金、県支出金及び繰越金等で運用してまいりましたが、本年度においては、28年度の繰越金が約2,460万円であります。平成27年度分の交付金の償還金が約3,046万円ありますので、約586万円のマイナスが生じます。また、平成28年度単年度収支の見込みを行いましたところ、約915万円のマイナスとなることから、今回法定外繰り入れを行うものでございます。平成27年度において介護保険料が1,000円アップし、4,400円になり、平成27年度の介護保険料が平成26年度と比べ2,250万円の増額になっておりますが、この保険料では運営が厳しいのが現状であります。本来であれば県の財政安定化基金から繰り入れて運用することが望ましいのですが、借用すれば翌年度から償還しなければならず、保険料を増額する必要があります。また、平成29年度においては、第7期の介護保険計画を策定する必要があり、それにあわせて、平成30年度からの介護保険料の改定を行う予定であり、今回は法定外繰り入れを行うものでございます。

10ページをお開きください。8款3項3目雑入は、ケアプラン作成の減に伴うものでございます。

歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。12ページをお開きください。

2款1項1目介護サービス等諸費につきましては2,235万7,000円増額しております。これは地域密着型介護サービス、施設介護サービス等の増加に伴うものでございます。同款2項1目介護予防サービス等諸費につきましては286万1,000円減額しております。

13ページを御覧ください。5款1項1目介護予防等事業費、13節委託料につきましては、介護予防検診事業を行う予定でありましたが、日程等の調整で困難となり、中止に伴う減額でございます。同款2項1目包括的支援等事業費につきましては、ケアプラン作成委託料の減額に伴うものでございます。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについて、その概要を説明しましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第21 議案第24号 平成28年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第21、議案第24号、平成28年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 沼田勝之君。

○建設課長（沼田勝之君） 議案第24号で御提案いたしました、平成28年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について、御説明いたします。

1ページをお開きください。今回の補正は、既定予算総額から907万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億6,918万6,000円とするものであります。

4ページをお開きください。2表、地方債の補正につきましては、地方債事業費確定に伴い、それぞれ限度額を変更するものでございます。

次に、歳入の主なものについて御説明申し上げます。7ページをお開きください。

1款使用料手数料につきましては、見込み額と現行予算額との調整により減額しております。

2款国庫支出金につきましては、地震災害による災害復旧費補助金が確定しましたので増額補正を行っております。

7款地方債につきましては、起債事業の事業費確定に伴い、起債額が確定したことによります補正を行っております。

次に、歳出の主なものについて御説明申し上げます。8ページをお開きください。

1款水道費の一般管理費につきましては、年度末に向けての見込み額によりそれぞれ調整を行っております。

3款災害復旧費の熊本地震災害復旧費につきましては、起債額の確定により、財

源の組み替えを行っております。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについて、その概要を御説明いたしました。御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は建設経済常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

—————○—————

日程第22 議案第25号 平成28年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第22、議案第25号、平成28年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 沼田勝之君。

○建設課長（沼田勝之君） 議案第25号で御提案いたしました、平成28年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明いたします。

今回の補正は、既定予算総額の増減はなく、歳出予算内の増減により予算調整を行っております。

6ページをお開きください。1款農業用水費につきましては、年度末までの見込み額により調整を行っております。

また、2款予備費につきましては、1款農業用水費予算額の調整に伴い、増額補正を計上しております。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについて、その概要を御説明いたしました。御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は建設経済常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第23 議案第26号 平成28年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第23、議案第26号、平成28年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。政策推進課長 馬原恵介君。

○政策推進課長（馬原恵介君） 議案第26号で提案いたしました、平成28年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由を説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算から歳入歳出それぞれ2,280万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ844万3,000円とするものでございます。

6ページをお開きいただきたいと思います。歳入予算について申し上げます。

第1款財産収入につきまして、自治体基金の現在の残高が1億6,584万2,316円で、その利息を21万8,000円と見込んでおり、また、民間基金の残高は3,393万5,945円で、その利息を3万4,000円と見込んでおりましたが、最終的に利息の合計が24万3,000円となり、予算額に足りない9,000円を減額しております。

第2款繰入金につきまして、自治体基金繰入金を2,280万円減額しております。なお、詳細につきましては、歳出予算で説明いたします。

続きまして、7ページでございます。歳出予算につきまして御説明申し上げます。

第1款事業費につきまして、今年度中に実施予定でありました、平成27年度に発生した脱線事故関連整備事業に要する経費の基金負担分3,100万円を計上しておりましたが、昨年4月に発生しました熊本地震の影響によりまして、現在も事

業実施の目途が経っておりません。しかしながら、損失分等の補てんは完了しているため、事業未実施分の2,280万円につきまして減額しております。また、自治体基金及び民間基金の利息が予算額に足りなかったため9,000円減額しております。

以上、今回提案しております補正予算について説明いたしました但、御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯です。南阿蘇鉄道の復旧については、先般、特別委員会等で三陸鉄道の視察をさせていただきました。非常に関心を持っておるわけでございます。今回については調整的な補正でございますから、慎重に考えるんですけども、金額的にはそうかなと思っておるんですけども、現状までにおいてですね、参考で結構でございますから、高森から中松駅までのレールバスの利用状況等がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 馬原恵介君。

○政策推進課長（馬原恵介君） 10番 佐伯議員の質問にお答えさせていただきます。

昨年の7月31日で高森から中松間を部分開通いたしまして、現在やっているところでございますが、ラッピング列車ですね、ワンピースの列車というのを同時に7月31日から行っております。なかなか以前はトロッコ列車というのありました関係で、そちらのほうの利用客というのは結構多かったんですけど、ラッピング列車になりますと以前のようなやっぱり数値というのはなかなか望めないのが現状でございます。今のところ2月分までの集計というのがですね、まだ終わってない段階で1月末までの現在の集計といたしましてはですね、大体平均いたしますと1日約10名程度、月平均約800人ぐらいということになっております。11、12、1月で大体合計の約2,000名程度ということでございますんで、イベントが行われたあとについては多いんですけど、なかなかそれ以外の平日というのはですね、利用客が少ないというのが現状でございます。また、通学につきましても、中松から高森ということで、中松以遠の生徒ですね、高校の生徒であったり、医療機関を利用される方についても、中松以遠の方というのは利用できません関係でですね、そういった数字になっております。以上でございます。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 10番 佐伯議員の御質問に補足をさせていただきます。

今、基本的には馬原課長がお伝えしたとおりでございます。前年度収支ベースで運行に関しましては、約マイナス90%、要は、1年間を通して見込みでも約10%分ぐらいの運賃収入しか出ないのではないかというふうに、今予想をしているところでございます。しかしながら、南阿蘇鉄道の1年間のその稼ぎの部分に関しましては、運賃以外の部分での御支援であったり、稼ぎであったり、民間の会社であるからこそできることを手掛けておりまして、地震前の1年間と比較いたしましても1番売り上げがいいときと比較いたしましても、そこまで遜色がない売り上げになるのではないかというふうに予想をしているところでございます。通学に関しましては、確かに、通勤に関しましても高森・中松間のみですので、これはもう御理解をいただけているとは思いますが、ある意味、町議会の先生方が御支援いただいたこともございまして、先般、県議会への経過説明をした際に、やはり早い段階での高森・中松間を運行させたこと、このことはやる気としてやはり地域の住民の皆様様のやる気として強く感じたという感想をいただいているところでございます。

ラッピング列車に関しましては、イベントの際は確かに多ございますが、平日が問題でございます。しかしながら、やらないよりもやったほうがいい、気運の高まり、イベントをやっていくということ。できることをやっていくということで、現在、ワンピースが終了いたしまして、一旦、トロッコ、そして4月以降はですね、また新たな仕掛けをですね、考えておりまして、もうすぐ決定をして皆様に、南阿蘇鉄道株式会社として御提示ができるのではないかというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） はい、ありがとうございました。苦しい中にですね、いろいろとその皆さんの関心を持っていただくような方法で沿線の皆様方は、まあ通学であり、通院であり、買い物であるというふうな形なんですけれども、やはりその町外、また南阿蘇外の方々たちに利用していただくためにも、やっぱりいろんなイベント等は必要であったかなと思っておりますし、ああいうふうなラッピングで関心を持っていただくというのも必要であると思います。やっぱり気になるのは、財産収入で、今回、減額補正になっておりますけれども、今後、町長にお考えをお聞きしたいんですが、自治体基金が1億6,500万円あまりであって、住民基金が3,390万円あまりなんですけれども、この基金の利息を今の低金利時代において、定期に預けて1%にも満たないような金利で、金利運用を考えても非常にやっぱり

限度というものがあると思うんですね。かといって、この基金を崩すのには、やはりその勇気がいるわけで、これは各自治体の理解が必要であり、住民の理解が必要であるから、この原資についてはそう触れないと思うんですけども、ただ運用方法については、今から先協議をしていく必要があるんじゃないかなと思うんですね。あくまでも一番安全な、リスクのないような金融機関に預けて、安い金利で、でも何万円、何千円でもいいから収入が来るようにして元金だけを守るのか。それともある程度のリスクを負ってでも、やはり今までよりもこの運用収入と申しますか、この基金による収入を上げる方法がないのか。やっぱりそのあたりも十分考えていかなければならないと思っておるわけですから、その点について、町長、この1億6,000万円で線路を復旧しろと言ってもこれは何百メートルもいかないわけで、なかなか使いにくい。3,300万円加えてもそんなですね。駅舎を修繕しようと思ってもやっぱり1つぐらいしか扱えないんです。ですから、そういうふうな中において、じゃあこの基金を元金は守るけれども、守りながらももう少しやっぱり収入が得られるような何か方法がないものか。やっぱりそういうことも考えていかなければならないと思うんですが、その点については、町長、いかがお考えであるかお聞きしたい。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 佐伯議員の御質問にお答えさせていただきます。

もう私が言うまでもなく、議員さん先輩ばかりですので、この南阿蘇鉄道が国鉄から移管されたときのこの基金ですね。これは高森町の住民の方も含めまして基金を構築したわけでございます。そういう中で、議員おっしゃるように、もう金利がまったく付かない時代でありまして、これはもうどこの基金もそうでございますが、しかしながら、条例の中でですね、この元金を取り崩しはできないと、確かうたってあるというふうに認識をいたしております。元金を崩さないやり方で何かあるのかということを考えますと、やはり元金を崩さないで何かをするとすると、やっぱり低金利でありまして、正直申し上げまして、なかなか元金を崩さずに稼ぎを得るというのであれば、ほかの民間会社も多分同じようなことをやっているというふうに思っております。ですので、今後ですね、やはり南阿蘇鉄道の新しい協議会を3月17日に建てたいというふうに、現在予定をいたしておりますが、そこには県も入っていただいて、先般、県議会のほうにもですね、ぜひ積極的にこの協議会に県が入っていただいて、そして協議をやっていききたいという旨も伝えておるところでございます。その中でですね、構成自治体、高森町、南阿蘇村、西原、大津、

山都町含めまして、この基金の活用についてですね、先ほど佐伯議員からのアドバイスいただきましたように、やはり使うのであればですね、活用させていただくのであれば、より稼ぎが出るような形に私自身はですね、提案をしていきたいかというふうに思いますが、これはやはり調整が必要ではないかというふうに思っておりますし、条例改正も含めまして、そういう環境の整備が必要というところでございます。

1つですね、町民の方がですね、よく私たちも当時基金を出したというふうにおっしゃいます。今のところですね、元金、当時集めて御協力いただいた、御賛同いただいた基金に関しましては1円も当然取り崩しておりませんし、減ってもおりませんので、そういう中で今後ですね、建設的な進め方、そして時代にあったやり方をですね、協議していければ幸いかなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。次の議案から平成29年度の一般会計予算等に入ります。少し早い時間帯でございますけれども、休憩をしたいと思います。よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） はい。それでは、午後1時より再開いたします。

-----○-----

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、先ほどの南阿蘇鉄道の関係の議案の中で、政策推進課長より補足説明をしたいというような申し出がっておりますので、許可いたします。政策推進課長

馬原恵介君。

○政策推進課長（馬原恵介君） 先ほど佐伯議員の質問に対してお答えしました件につきまして、補足をさせていただきます。

先ほどですね、説明しました内容につきましては、ラッピング列車及び普通列車につきまして説明をさせていただきます、トロッコ列車の人員が抜けておりまして補足させていただきます。すいません。

7月から11月までの間につきましては、大体1日3便トロッコ列車が運行しておりまして、大体トロッコ列車の乗車数が1便当たり約25名ということで、5か月間で約1万名の乗車があります。ですから、先ほどのトロッコ列車プラス普通列車、ワンピースのラッピング列車含めると大体1万5,000名ぐらい2月末で乗車がありましたので、補足させていただきます。以上でございます。

○議長（田上更生君） それでは、再開いたします。

-----○-----

日程第24 議案第27号 平成29年度高森町一般会計予算について

○議長（田上更生君） 日程第24、議案第27号、平成29年度高森町一般会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第27号で御提案いたしました、平成29年度高森町一般会計予算について、御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。今回、提案しております歳入歳出予算の総額は45億4,100万円であります。

続きまして、予算書の8ページ、9ページをお開きください。第2表、債務負担行為につきましては、高森町教職員パソコンリース料について、期間と限度額を設定するものでございます。

続きまして、第3表、地方債では、平成29年度に実施予定の各事業につきまして、起債限度額を設定するもので、総額を4億3,570万円とするものでございます。

続きまして、予算の概要について御説明を申し上げます。

今回も予算書とは別に、当初予算概要書をお配りいたしております。それに加えて、別紙というところもお配りをいたしております。これは、総務課の職員さんのですね、御提案によって、平成26年度より概要書をカラーで見やすいものに変更をさせていただきました。今回、平成29年度当初予算より、よりさらにわか

りやすく、そして詳しくというところをしっかりと議会の皆様に御提示をすること。そして、そのことによって住民の方にとってもわかりやすく、詳しくというところを意識して、職員のほうから自発的にこの概要書の別紙というところを作成いたしまして、配付させていただいたところでございます。それぞれの事業内容がよくわかりますように、写真やイラストを別紙には加えております。なお、別紙につきましては、大半の事業を網羅いたしておりますので、かなり時間がかかります。ですので、概要書に添って御説明はさせていただきます。

それでは、お手元に一般会計当初予算概要書をもって説明させていただきます。スライドの右上にスライド番号を記載いたしております。そちらをお示ししますので、御確認をお願いいたします。

概要書スライドの1ページ、2ページをお開き願います。まず、1、当初予算の編成にあたってでございます。平成28年度は熊本地震により、本町でもさまざまな被害が発生をいたしました。このような大災害をもたらした熊本地震からの創造的復興を柱とした、平成29年度の当初予算編成を行いました。歳入歳出の総額は、平成28年度と比較いたしまして1.2%、5,300万円の増となる45億4,100万円となっております。

次に、経常的経費の状況でございます。左下のグラフでございますが、過去5年間の経常的経費の推移をまとめたものでございます。御承知のように、経常的経費とは、現在の高森町の行政水準を維持するための経費でありまして、政策的経費や新たな事業経費などを除いたものになります。白色の公債費がこれまで減少していたため、総額はほぼ横ばいで推移をしておりましたが、今後は、熊本地震の復旧・復興に係る地方債が増加する見込みであるため、経常的経費全体が増加する見込みとなっております。このことは、財政運営の硬直度を図る1つの指標であります、経常収支比率に大きく影響することから、政策的な事業については有利な補助金、そして地方債をですね、活用して、より効率的な財政運営を心がけていきたいと考えているところでございます。

スライド3ページ、4ページを御覧ください。3、歳入の款別内訳でございます。ここでは、歳入における昨年、平成28年度との比較を記載をいたしました。特に増減が大きかった款について御説明をさせていただきます。

まず、地方交付税を6,000万円減額し、19億4,000万円といたしました。普通交付税に関しましては、国の予算状況を勘案し、7,000万円の減額、また、地域おこし協力隊や集落支援員に係る特別交付税を見込めるため1,000

万円増額をいたしました。

県支出金では、阿蘇火山降灰対策事業補助金の減額等により１億１,５８５万５,０００円の減額となっております。

寄附金では、ふるさと応援寄附金等の増加により、３,００２万円の増加となっております。

また、町債では、復興計画等に係る消防費等の増額等により、１億１,７１０万円の増額となっております。

続きまして、スライドの５ページ、６ページを御覧ください。４、歳出の款別内訳でございます。ここでは、歳出予算の増減について、目的別に、款ごとに御説明をさせていただきます。

消防費におきましては、復興計画等に係る事業により２億４３８万６,０００円の増額となっております。

土木費では、道路維持費の増額により１,４９８万２,０００円の増額となっております。

民生費におきましては、児童福祉施設費の減額等により７,５５３万円の減額となりました。

農林水産業費におきましては、降灰対策費の減額等により１億５,１９６万３,０００円の減額となっております。

続いて、７ページ、８ページをお開きください。５、歳出の節別内訳でございます。ここでは、歳出予算の増減について、性質別に記載をさせていただきました。

報償費では、ふるさと応援寄附金返戻品の代金等により１,８７７万６,０００円増額しております。委託料と１つ下の公有財産購入費では、復興計画等に係る防災管理費によりそれぞれ増額となっております。また、工事請負費では、農林水産業費、降灰対策費の減額等により７,９３７万８,０００円の減額となっております。

続きまして、９ページ、１０ページをお開きください。まず、６、町債残高の推移でございます。こちらに記載しているとおり、情報通信基盤整備事業の影響で、平成２５年度と平成２６年度で一時的に増加し、その後、減少しておりましたが、熊本地震の影響により、平成２９年度はほぼ横ばい、平成３０年度以降は復興計画に基づく事業着工により増加を見込んでおります。

次に、７、財政調整基金残高の推移でございます。平成２７年度末で１４億５,２００万円と過去最大の積立額となりましたが、平成２８年度補正１０号を反映させた形では、１２億５,４００万円に減少する見込みであります。なお、年度末、

3月31日に確定いたします、特別交付税の状況により、これは変動する見込みでございます。

続きまして、11ページをお開きください。8、ふるさと納税の活用でございます。平成28年度は熊本地震の影響が大きく、寄附額は減額となっているものの、お礼の品物に馬刺しを追加いたしました。PRしたところ、全国から多くの御寄附をいただいております。平成28年度の寄附額は、2月末で約8,300万円となっております。また、お礼の品や事務的経費を差し引いた約5,000万円を基金へ積み立てることといたしております。今後また多くの御寄附をいただけるようPRしていくとともに、いただいた寄附の一部を11ページの下段に記載した事業に活用させていただきます。

続きまして、主要事業等でございます。スライド12から16にかけてそれぞれ款ごとに記載をさせていただきました。なお、主な事業については、概要書の別紙に事業内容を詳しく記載しておりますので、そちらも同時に御確認をしていただければ幸いです。

17ページをお開きください。10、引き上げ分の地方消費税充当経費でございます。まずは大変申し訳ございませんが、資料の修正をお願いいたします。1行目に記載された、平成27年4月にと記載しているところは、平成26年の誤りでございます。修正をお願いいたします。御承知のように、平成26年4月に消費税が8%に引き上げられた際の増額分3%は、各自治体の社会保障施策の財源に充てることとされています。平成29年度当初予算では、引き上げ分の地方消費税交付金を4,650万円と見込んでおりまして、赤字で囲んだ形で充当しております。

最後に、スライド18、19ページを御覧ください。11、町道新設改良維持計画書でございます。平成29年度では、こちらに記載したとおりの計画となっております。左側に事業費、右側に事業費の財源の内訳、補助金名や起債の種類等を明記させていただきました。

以上、平成29年度当初予算の概要について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、何卒御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。ございませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） はい、10番 佐伯です。今、町長のほうから提案されております一般会計予算書、今回は概要書と別紙が付いておりまして、それぞれの事業について詳細に説明がなされております。この別紙とこの予算書照らし合わせなが

らいくということになると、ちょっとややこしいような気がいたします。私の場合は、この予算書の中からいくつか質問をさせていただきたいと思います。

それぞれの担当課のほうからこれについて今までの検討課題等もあったと思うんですけれども、この予算についての御説明等をいただきたいと思います。

まず、予算書の27ページ、財産収入なんですけれども、高森温泉館については、公共的施設のあり方検討委員会で話し合いがなされております。で、ある程度の答申が出されました。今回、この財産貸付収入で、高森温泉館屋外販売所等貸付収入が49万2,000円あがっておりますが、今、高森温泉館については、お昼から開館をされております。以前は午前10時から開館だったんですけれども、それが現状お昼からということで、この屋外で店舗を張られておる方についても、おそらくお客さんの減が顕著に表れておるんじゃないかなと思っております。その中において、やっぱり財産収入、要するに貸し付けでありますから、財産収入、要するに収入としてはある程度のお金はいただかなければならないと思いますけれども、そのあたりについてどのようなその協議が今までなされてきておったのかと、今後において、最初から決まっとおりの家賃収入でいかれるのかということをお聞かせをいただきたいと思います。

それと、あと46ページのたかもりポイントチャンネル事業費なんですけれども、今回1,600万円事業費が組まれております。今年度が無料放送の最終年ということで、30年度からは有料にテレビ放送に対してはなっておりますが、その点について、僕は有料でいくということになってくると、今まで以上のやはりその視聴者の関心度を上げるようなことをやらなければいけないような気がいたします。現在においては、皆さん方は非常に関心の持っておる道路状況なり、災害の復旧状況なり、いろいろな放送をされておりますけれども、やはり中には皆さん方からすればこれをもう何回も見るといようなお話も聞いております。そういう意味からして、今後においてどのような戦略を立てていくのかというのが、この予算書の中からすればなかなか見えないような気がいたします。で、その点について、その戦略等についてお聞かせをいただきたいと思いますというふうに思っております。

それと、次、48ページ、このふるさと納税費なんですけれども、6,000万円今回予算組まれておりますし、その中に返戻品代金も入っておるわけなんです。昨年、馬刺しを入れられたということなんです。あか牛の肉、私も昔JAのほうで畜産指導をしていました関係で、あか牛事業者について、あか牛の卸業者についてはかなりの付き合いがいらっやいます。その中において、やはりこの

熊本県の中であか牛を主に扱う事業所、団体、経済連であったり、畜連であったりするところの組合、団体は、そのあか牛の精肉については、ほとんどがやっぱり県外に出されておるといふうに話を聞いております。その中において、やはり県内でこのあか牛の肉を消費していくということは、消費させるために県内に供給するというのは、かなり今は苦勞をされておるといふお話を聞いております。ふるさと納税に対して返戻品をあか牛の肉ということで限定していくということになると、やはり業者も限られてくるし、価格も高価になってまいります。そうした中において、やはりそのふるさと納税に対する返戻金については、今、国でもやはりそのあまりにも過剰になっておるんじゃないか、要するに、高価になっておるんじゃないかというふうな話も聞いております。その辺について、町長のほうからもうこの返戻品について、まあ今後政策的には契約をしとけば、もう契約を受けた業者が責任を持ってあか牛の肉を発送をしていただけるものだというふうに信用はいたしますけれども、不足する、私は可能性は十分あると思いますので、その点について、今後、ふるさと納税も最初は2億円ほどあったんですが、今年、今年度末までにはまだ8,500万円ぐらいということですので、やはりその被災地のほうにふるさと納税がどんどんどんどん偏ってきているようです。その中で、やっぱり高森町というのは被災地としての取り扱いがありませんので、皆さんの見目が被災地として見ていただけませんので、やはり関心度が低くなる。そうなってくると、今、町長がされるようなあか牛の肉に馬刺しを加えて、一層関心を持てただけるような方法も必要かと思うんですが、やはりその不足してくるのがわかるあか牛の肉、それにこだわっていくということも非常に私は危険性を増しておるような気がいたしますので、その点について、今後国のいろんな方針もあると思います。それと照らし合わせた中でどのように考えていかれるか、その辺りをお聞かせをいただきたいと思います。

それと、これは私が管理する文教厚生常任委員会の中で予算はあがっておるんですが、合併処理浄化槽の設置事業補助金ですね。補正予算の中でも減額がかなりなされておりましたけれども、これは馬原課長のほうにこの件はお聞きしたいんですが、空き家対策で、昨年、空き家バンク等の立ち上げ調査等をされておりました。しかしながら、その空き家バンクをやっていく中で、その空き家がですね、やっぱり昔ながらのやはりその落としトイレなんですね。それを改修しないことには、やはり今テレビでも言われるとおり、ポットトイレには絶対もう今の新しい人たちは入らないというふうに聞いております。そうなってくると、水回り、トイレ回り

をやっぱり改修をしなければならないわけなんです、この合併処理浄化槽設置事業が何らかの形で、その空き家対策に効果を、事業が使えるか、そのあたりについてどういうふうな協議、今までされていच्छゃれば、その内容等をお聞かせをいただきたい。そういうふうに思っております。

あと最後にですね、これは農政課長のほうにお聞かせをいただきたいんですが、高森の農業は、露地野菜、施設園芸、畜産あります。あと水田、たばこ、まあ水田、たばこはもう露地と考えればいいと思うんですが、毎年なんです、私はこの問題について前も言ったと思うんですけども、あか牛購入の補助金が4万円から5万円ということで書いてございます。高森生産の牛をですね。肥育農家の方たち、また、市場に来られる業者の方たち、その方たちの声を聞けば、やはりその高森の肥育農家の方たちがこの5万円があるから市場で出てくる高森産の牛、明らかに5万円高くなってくるというふうに聞いております。それは、確かに繁殖農家のプラスにはなるんですが、総体的にその子牛の価格が上がることによって、肉の価格も上がってくるわけですね。だから、じゃあ繁殖農家が増えてくるかと言えば、やはり生き物を飼育するということは365日、盆休み、正月休みもない。そして、嵐の日も、台風の日も、雪が降っても、干ばつでも休みがない。いかなる場合も飼育をしなければならない。そういうふうな労働的な難点からなかなか増えてこないということですね、飼養繁殖農家の方たちが。その上にあか牛の子牛の価格が上がることによって、繁殖素牛を購入し、増頭を図ろうという方たちが80万円以上のあか牛の素牛、雌牛を飼って、それを半年ほど養い、それに種を付けて10カ月腹の中に入れて、そしてそれから10カ月後に生産をすると。約3年近くの間、飼育管理をしなければならないという難点からすると、そう簡単にはあか牛の増頭はできないというふうな声であります。現在、飼育をされておるあか牛農家の方たちも、やはりこういうふうな経済状況の中では、牛が高ければ、子牛が高ければ売るのが優先的にやって、今いるあか牛を自分方における母牛を残して、大体なら15歳ぐらいで廃牛で市場に出す予定のやつを17歳までぐらい養っていくというふうな形で、何となく悪循環になっているような気もいたします。やはりこういうふうな、あか牛事業については、そういうふうな事情もある中で、もう少し慎重にいろんな補助事業は考えていただきたい。まあそういうことなんです。一番私は言いたいのは、あか牛はこれだけ話題性があるんですけども、実際、高森町、この広大な土地の中で農地を守っていच्छゃる方たちは、やはり施設園芸の方たちであり、露地野菜、露地でされておる皆さん方である、農家の皆さん方であるわけで

す。施設園芸の方たちは、昨年火山灰が降って、火山ガスが出たお陰で、役場の周りでもビニールハウスのビニールが全部はがされております。通常、3年から4年、耐用年数があるビニールでも火山性ガスにより、張りがなくなって、要するに早めに替えなければならなくなつてくるわけですね。そういうような補助事業が、私には今回の補正予算には見えないわけなんです、農政課長については、その辺りのお考え、いかがであったのか。そういうふうなお話が農家のほうからなかったのか。それが不思議でならないわけであります。それと露地野菜についても一緒です。大雨であつたり、長雨であつたりしたときに、畜産はいろんな価格補てん金がありますよ。しかしながら、やはり町内でやられておる大型野菜、重量野菜についての価格補てんについてはないわけです。そういう方たちが、じゃあ出資の補助でも、肥料の補助でも、そういうお話がなかったのかなということをお聞かせをいただきたいということですので、以上、6点ですかね、よろしく願いをいたします。

○議長（田上更生君） はい、それでは、まず生活環境課長 松本満夫君。

○生活環境課長（松本満夫君） 10番 佐伯議員の質問にお答えいたします。

第1点目の27ページの財産貸付収入の件につきましてですけれども、議員がおっしゃいましたように、昨年の熊本地震におきまして、入館者等は減っております。現在、私が持っております数字としまして、27年度実績では12万7,000人ということでございましたけれども、当初はまだ落ち込むかと思っておりましたけれども、現時点での見込みとしましては、9万5,000人になる見込みで、約25%減で留まると思っております。

それと営業時間のことにしましてですけれども、当然、地震の影響からですね、いろいろな自粛した営業時間をさせていただきまして、現在では、12時からの開館ということで行わせていただいております。通常でしたら10時からということではございますけれども、まだ周辺にはですね、完全に通常の営業時間をされていない施設もあるということで、現時点では自粛した営業時間をさせていただいております。この貸付収入の予算計上に関しましては、例年どおりの計上をさせていただいております。現時点では、借り受け側の方とはですね、具体的なその家賃についての協議はしておりませんが、先ほど公共施設あり方あたりの検討も今まであっておりましたし、その内容でですね、今後の状況によってはですね、当事者の方と検討をしていく必要が出てくる可能性もあるというふうには考えております。以上です。

○議長（田上更生君） たかもりポイントチャンネル事務局長 東幸祐君。

○たかもりポイントチャンネル事務局長（東 幸祐君） 10番議員さんの質問にお答えいたします。

平成30年度からですね、受益者負担が発生するということで、今後内容の充実はどうするかという質問でよろしいでしょうか。はい。

今現在ですね、行政の情報ですね、お知らせ、それとあと企画番組ですね、具体的に言いますと、今流しているのが縁側日記だとか、絵本の広場、あと読者の広場、そういったのを流しております。今大体4時間を目途にですね、それをずっと繰り返し流している状態でございます。これをですね、ほかの自治体のケーブルテレビと比較しますと、大体ほかの自治体のケーブルテレビですと大体2時間枠で大体それを繰り返し流しているような状態がほとんどということです。それもほぼ民間に委託していると。民放から言いますと、民放ですと、まあTKU、RKK、KKKがあります、大体自社の番組が大体2時間ですね。ニュース含みまして、あとはドラマ、よその番組が全部入っています。で、一応24時間というか、そのぐらいのスパンで流しておるような状態です。高森の場合はですね、自分のところでスタジオ持ってますし、カメラも回して編集もします。私たちからするとですね、十分クオリティもとても高いものがあると思っております。住民の方々はですね、民放とどうしても比べられますので、その辺の差はですね、大変私どももジレンマを感じているところはございます。今、実際アンケートをですね、実施しておりますので、その意見等をですね、踏まえて、内容を精査してですね、より充実した内容にしていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 10番 佐伯議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、生活環境課のですね、松本課長が御答弁をなされましたが、事業者の方とはまだ協議をしてないというところでございますし、議員がおっしゃるように、営業日数や時間等を考えればですね、当然、通常の営業体制とは違う形になっているというのが現状でございますので、これは課でですね、1つの課題としてすぐあたらせたいというふうに思います。

たかもりポイントチャンネル、TPCについてでございます。これはまず平成30年度以降、30年以降のですね、有料化というところをうたっております。当然、そのためには、アンケートをやる。そして、アンケートの結果、何かしら協議会及びそういう委員会等々をですね、設立いたしまして、有料化に向けた協議をス

タートさせたいというところで、現在、アンケートを集約しているところでございます。そういう中で、今、東局長が答弁をいたしました、実はかなり頑張って職員がやっております。大体ですね、どうしても住民の方が求められるのは、民放のテレビ番組的なものでありまして、先ほど議員からお褒めのお言葉いただきました、その防災的な情報、道路の情報であったり、そういうところというのは非常に住民の方にとって役に立っているというのは自負いたしておりますが、あくまでもそれが行政的なものであるならば、当然その道路情報等々にですね、何で金払わなければいけないのかというところというのは出てくると思います。ですので、企画番組を当初から計画してたわけでございます。一番ですね、はっきり申し上げまして早いのが有料にする場合は、例えば、有線放送局とですね、スカパーフェクトTV等のような有線放送のですね、テレビ局に番組を委託する。もしくは購入すると、もう単なる普通のケーブルテレビになってしまうというところでありまして、そもそもスタートいたしました、日本一とんがった地域密着型のここの住民の方が登場する。ここの職員の方が紹介する。地域の方が出てくる番組、隣近所のおじちゃん、おばちゃん、おじいさん、おばあさんが出てきて、また子どもが出てきて、顔見知りの方が出てくるのがたかもポイントチャンネルの醍醐味だということで、より操作性をわかりやすくというところでスタートして、議会議員の皆様にご指導いただいているところでございます。議員がおっしゃるようになりますね、これ有料化するには相当なですね、このアンケートの調査結果の結果をしっかりと議論をしなければいけないということと、私が平成26年以降申し上げておりましたように、将来はテレビを使った双方向の多くのサービスができる可能性が極めて高いというところで、現在、その下準備として政策推進課のほうがですね、双方向を実現するために何か事業がないかというところで、総務省も含めまして協議をしているところでございます。双方向になればですね、当然買い物サービスであったり、塾サービスであったり、もしくは通常であれば有料化でやらなければいけないところがありますので、そこでお金を取るという考え方も1つではなかろうかというふうに考えております。

そしてもう1点ですね、同じ阿蘇郡内の南小国町がデジタル化をするということで、この高森と同じやり方を決定をしたというふうに聞いております。ですので、今後は、北の小国郷と南の南郷谷、高森町との情報交換もできていくという中で、やはり行政が放送する分は、基本的行政放送というのは無料が当然でありまして、そこに有料となるとするならば、そこに付加価値を今後付けてまいりたいと思います

ので、ぜひ議会の皆様におかれましても、アンケートの結果、協議会、もしくは（仮称）何とか会というところですね、御指導を議員にもいただければというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（田上更生君） 町長、すみません。ふるさと納税の。

○町長（草村大成君） すみません。それともう1点、これもう議員さん御承知でございますが、実は、このたかもりポイントチャンネルのランニングというか、事業費の部分につきましては、過疎債のソフト事業ということで、県内でもあまり例がない過疎債のソフト事業を使わせていただいております。以前、議会でも御質問ありましたけど、やはり債務負担行為として10年間やっておりますので、当然、7割のですね、交付税措置がっております。ですので、じゃあ10年間無料化、有料化というところではなくですね、私としては、有料にしてもですね、議員おっしゃるように、もっと見られた方が、ああなるほど、500円なら、500円ぐらいなら、1,000円ぐらいなら、例えば、南小国のように1,080円ですか、のようなそれぐらいならというのが納得していただけるような、これからサービスを構築してまいりたいというふうに考えております。

ふるさと納税について、返戻品について御説明を申し上げさせていただきたいと思います。議員が一番御承知のように、基本は、このあか牛ブランド化推進事業、これ仮称と私言っておりました。ふるさと納税を始めたときにですね。あか牛をブランド化するというところで始めさせていただきました。どのぐらいのふるさと納税が寄附をいただけるかというのは未知数であったところでございます。1年目で約2億円ということで、県内で1位でした。そして、熊本地震を迎えまして、議員の御指摘のように、減った要因といたしましては、当然被災地が優先されているというところでございますが、被災地以外では高森町がほぼ、ほぼほぼ断トツではなかろうかというふうに考えております。その中で、過去にも御説明いたしました、あか牛で始めて、一点突破として、ほかのものは一切掲載をしないと、町のブランド化事業の中でこのあか牛を推進するというところでアクセスを伸ばしたわけでございます。ふるさと納税は、基本的に電話ではなく、インターネットを通じてのオーダーが大半でございますので、アクセスが伸びました。アクセスが伸びるということは、翌年に反映する。その翌年というのが、実は平成28年、今年度だったわけでございます。そして、あか牛は、佐伯議員がおっしゃいますように、非常に供給が難しいというところも重々承知いたしておりましたので、2年目であれば当然下がっていくというところも予想いたしておりましたので、28年度から馬刺

しを追加させていただいたというところでございます。県内の自治体で馬刺しをやっている自治体はたくさんございます。しかし、高森の馬刺しがなぜほかのところよりも若干評判がいいかといいますと、その業者自体がですね、そもそも馬刺しの通信販売専門の業者でありまして、楽天のマーケットでは1位のところでございます。ですので、私といたしましては、人件費がかからない。職員の手間暇がかからない。要は、もう完全な通販のイロハを持っているというところで、直接お訪ねいたしまして、御協力いただきたいというところ等ですね、28年度はその馬刺し屋さんですね、御協力いただいているところでございます。

そして、根本であります、今問題になっております、ふるさと納税のあり方についてでございますが、高森町は決して高級志向ではございません。商品券だったり、その他諸々問題になっているようなことは一切やっておりません。そういう中で、佐伯議員がおっしゃるように、今後、あか牛の供給については、これは当然厳しいところが出てくるというところ御指摘いただいておりますので、今年度、2月1日、先般の2月1日よりですね、インターネット、ホームページを使いまして、プロポーザルでの商品提供提案、要は、事業者がですね、牛以外、馬以外でも、もしくはこういうことを高森町さんと組んでやりたいというふるさと納税の商品に対して提案をいただいているところでございます。これは公式にですね、そして平等に公開をして、いろんな業者さんからですね、こういう提案を高森町に出したいというところで、今多数提案をいただいているところでございます。そこにプラスして、南阿蘇鉄道の支援という名目がございますので、南阿蘇鉄道のほうではですね、例えば、熊本県内で有名な酒造会社さん、れいざんも含めまして、ほかのところも南阿蘇鉄道専門のですね、ボトル等、ステッカー等をつくっていただいて、それをまた高森町も一緒にですね、高森町のふるさと納税としても提示してまいりたいというふうに考えております。

まとめといたしましては、佐伯議員がおっしゃいますように、供給に関しては100%かといえばそうではございません。当然、売り切れが出てくると思いますし、大変厳しい、そういう中で馬刺しを加えた。しかしながら、熊本地震があった。だからこそ、今年はさらに新しく視野を広げるために、商品を広げるためにプロポーザルの提案を現在受け付けてるところでございますので、議員各位の皆様におかれましても御指導いただければというふうに考えております。以上でございます。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 馬原恵介君。

○政策推進課長（馬原恵介君） 10番 佐伯議員の御質問に対してお答えさせていただきたいと思います。

空き家対策事業につきましては、現在、鋭意努力をしているところではございますが、いかんせん、空き家はありましても登録をされる方が少ないというのが現状でございます。というのも、理由といたしまして、空き家があるんでこちらのほうでお願いしたいというふうに個別的に相談いたしましても、やはりお盆、正月は帰ってくるんでというお返事と、まあ俗に仏さんですね、神棚だったり、仏間があるんで、それでという理由でちょっと考えさせてくださいということが多いのが現状でございます。

それから、おっしゃいましたとおり、合併処理浄化槽との絡みということもございますんですが、町のまず合併処理浄化槽の設置整備補助に関しましては、一応主目的が居宅となっております関係でですね、やはり、今回の空き家バンクの貸家との整合性となると、現段階では厳しいのではないかと考えております。

それともう1点が、やはり合併処理浄化槽となりますと、トイレだけではなく、台所であったり、お風呂場であったり、排水を全部つなぐということで、工事費も結構高価になりますもんですから、そこまでやっていただきたいという希望はあってもなかなか言えないというのが現状でございます。このトイレの件につきましては、やはり担当内でも結構協議をする点でございまして、やはり簡易水洗、とりあえずトイレだけですね、簡易水洗だったらどうかということで、今ちょっと内部で話しているところなんですけれど、ただ議員さんたちが求められるように、今すぐどういった形でかという答えが出るかということ、ちょっとそこところは申し訳ないというお断りをするしかないところでございます。今後につきましては、やはり空き家バンクのですね、登録件数を増やしていくことが目的でありますけれど、その中で、住めるような状態になったりとか、住まれる方がよい環境をつくるというのもですね、考えていきたいと思っておりますんで、その際、いろいろまた補助金であったりとか、そういったですね、助成であったり部分については、御協議を申し上げますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、もう1つが、今、TAKA r a MOR I という駅前に事務所があるんですけれど、そこのホームページにですね、空き家の情報というのが見れるようになっておりますので、そこのホームページから空き家情報というのは見れるということですね、御承知おきいただければと思います。以上でございます。

○議長（田上更生君） 建設課長 沼田勝之君。

○建設課長（沼田勝之君） 10番議員が合併処理浄化槽の減額ということで、それを基に御質問されたので、補足をいたしたいと思います。

28年度のはですね、当初予算で35基予定をしておりましたが、実際の結果として16基になりました。29年度についてはですね、23基ということで当初予算に盛り込んでおりますので、440万円ほどの減額になっております。今、政策推進課長が申しましたように、空き家についての合併処理浄化槽の補助ということなんですけど、賃貸に、貸す側の方のですね、許諾というか、許すというかですね、貸す側の人が付けていい、合併処理浄化槽に設置していいという承諾を得なければ付けないというか、補助金を交付しないようになっておりますので、なかなか汲み取り式ですと汲み取り料だけでいいんですけど、合併処理浄化槽になると法定点検とかですね、汚泥引き抜きとか、そういうところで経費が必要になってきますので、なかなか合併処理浄化槽というか、そこを設置するような状況に至らないようになっていくんじゃないかと思います。以上です。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 後藤健一君。

○農林政策課長（後藤健一君） 10番 佐伯議員の御質問にお答えいたします。

まず最初に、あか牛の補助金の件でございます。議員おっしゃるとおり、当初、これは肥育農家に対する補助という形で大変牛の価格が上がったということで、肥育農家の経営が相当圧迫されているということで何らかの措置は講じる必要があるのではないかというところで始めたところでございます。議員おっしゃるとおり、当初からその補助金を出すことによって価格面で若干上昇があるんじゃないかということで懸念する材料としては確かにそれは御指摘のとおりでございます。ただ今回のこの補助金の趣旨といいますと、本来はあか牛の生産農家に対する措置が間接的にできないかというところ狙いとしてありましたので、その高く売れた金額の分だけ次世代の次の繁殖素牛を育てていただくための飼料代とか、いろいろ注射代とか、そういうところですね、そちらのほうで、引いてはその繁殖農家のほうの増頭につなげていただきたいという狙いもあったところでございます。これまでですね、全体な流れからいきますと、畜産農家の減少はどんどんあったところでございますけども、この価格が上がったということで、若干それがですね、減少が歯止めがかかっているような状況にあると思います。ただ、議員おっしゃるとおり、そのじゃあその相当数頭数が増えているかというと、そこまではまだいってないところでございますけども、現状維持をするということが私としては、今精一杯の努力の目標じゃないかなというふうに思っております。

それから、先ほど御指摘ありました、その補助金に対する今後どういふふうな考えを持っているかということでございますが、今日の予算の概要書にも書いておりますとおり、当初の目的については、町長からも御説明があったように、ある程度その事業の成果は上がってきていると、目標はある程度その達しているんじゃないかというところで、町長のほうからも私のほうに指示がありましたけども、補助金の内容については、もう一度その見直す時期にきているんじゃないかということでお話がありました。ただ現在ですね、今年度の事業もあと数日間しか残っておりませんけども、肥育農家さんに対してですね、この補助金を有効に活用していただきたいということで、肥育農家さんに対するその頭数のですね、購入頭数の調整とか、そういうこともこれまでやってきたところですので、その時点でまだちょっと補助金の見直しというところまでは踏み込んでお話をしておりませんので、これからですね、29年度中に肥育農家さんとまたその辺のところも詰めていってですね、見直す点があれば議員さん等の、皆様方の御意見等も十分伺いながら協議をして見なおしていきたいというふうに思っております。

それから、先ほどありました、農地を守っているのが施設園芸等ではないかというふうなお話がありました。農地の保全については、現在の多面的機能や中山間等による補助金をですね、活用していただいて農地の維持のほうに努めていただいているところでございますが、その中でお話がありました、施設園芸農家のビニール等の張り替えに対する補助は何か考えがあるかということでございました。これは高森町だけではなくて、阿蘇市とか阿蘇郡管内の農家からのですね、そういう御要望は確かに今あがっているところでございますが、現行の国等の考えとしては、施設の張り替え、ビニールの張り替えについては、これは時期的なものがくればその張り替えも当然しなきゃならないし、それについては、今ちょっと補助はないということでございました。町としても、それに対して単独でというようなことはですね、ちょっと財政的な問題で厳しいとがございます。ただ見方を変えますと、降灰等があったときに、その生産物が出荷できないとか、あるいは収益が下がるとかというようなたびに、また、施設等が傷んでその修復にお金が必要という場合は、本来ならば農業共済に加入していただいて、その辺の所得補てんなり、あるいはその施設の修復について、そちらの保険を適用していただきたいというのが国の基本的考えでございます。今年度ですね、当初予算でも計上しておりますけども、現在、その共済の保険料についての補てんが県費と、それから町のほうからも補助をしてですね、その共済制度の推進を図ってきたいということでございますので、

今年度の当初予算にその点につきましては計上させていただいておりますので、どうか農家の皆様は、そういう形で災害に対する防御として共済制度にぜひ加入していただきたいというふうに思っております。

それから、先ほどもう1点ありました。重量野菜等の農家に対する補助ということで御指摘がありましたけども、これは、現在国において進められております総合的な農家の所得補償制度を導入するというような指針がもう示されております。ただ、この制度に加入するには、青色申告をしている農家ということに限定されておりますので、青色申告をされるようにということで、現在、TPCで農林政策課として放送を既に進めているところでございます。その国におけるその所得補償制度に対してですね、農家の皆さんもそちらのほうにですね、災害とかによって所得が減少した場合は、国の肝いりでそういう所得補償制度が導入される見込みでございますので、どうかそちらのほうで対応していただけたらというふうに思っております。以上です。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） はい、10番です。

今、私が質問したことに対しては、それぞれの担当課のほうから御答弁をいただきました。温泉館の売店についてはですね、屋外の売店については、今町長のほうも補足されましたとおり、温泉館の稼働状況が変わってきておりますので、今後、使用者の方と十分なお話し合いをしていただくことを望んでおきたいというふうに思います。

それと、合併浄化槽の空き家対策なんですけれども、非常にこれは難しい、もう以前からわかっておるんです、私もね。やっぱりその人が住んでおる、そこに住民票を置いて住んでおらないことには、やっぱり合併浄化槽というのは、その補助対象にはならないというのはわかっております。しかしながら、やっぱこのように空き家が出てくると、やはり空き家を求める方もいらっしゃるわけですね。ですから、空き家バンクというものをつくって、その情報を流しておられるわけなんですけど、やはりこちらのほうに来て住もうという方たちは、若い子育ての世代がいらっしゃるわけで、その方たちは、やはりその文化的な生活と申しますか、やっぱり浄化槽、水洗であったり、合併浄化槽が付いているところを望まれるわけで、やっぱりそういうところのニーズに応えるためには、何らかのですね、私は手立てが必要になってくると思います。仏さんがあったり、いろいろ思い出の品があったり、そういうことで空き家を人に貸すということは非常にその難しいと言われる所有者

の方もいらっしゃると思いますが、これこそやっぱり国がつくった法律で、空き家対策の法律がありますから、やっぱりそういうものを積極的に取り入れてですね、このままの状態ですと危険物件になって固定資産税はどんどんどんどん上がっていきますよということをですね、見せていかないと、やっぱりそういうふうに高森いいところに来て住みたいけども住めませんという形で、他の地域にどんどんどんどん子育てをしながら他の地域から移った来られた方たちが、また違う場所に流れていかれるような気がいたしますから、これは時間との勝負だと思います。ですので、その点については十分課内で協議をしてもらいたいと思います。

それとポイントチャンネルなんですけれども、一生懸命努力をされておる。やっぱりポイントチャンネルのスタッフがカメラを持っていرونなところに行かれておる姿も見ると、放送しておる姿も見ます。町長が言われるように、民放あたりと比べるというんですが、私は、民放の評価はほとんどしておりません。何でかという、これはテレビに出ておる人間が、自分たちだけが楽しむ番組だと思っております。やはり視聴者が本当に関心を持つ番組ではないというふうに、今のテレビはそうあるんじゃないかなと思っております。ですから、やはりその思っからこそポイントチャンネルには、私たちが望むような放送をどんどんどんどん充実させていただいて、もう毎日、どうしても1時間はこの番組を見らにゃいかん。1時間ごしちよつけなん安心せんと言われるような、やっぱり放送内容であってほしいと思います。で、南阿蘇村が先般一改選がありました。南阿蘇村も光ファイバーケーブルが、会社は違いますけれども、幹線で通っております。南阿蘇村の住民の方が言われます。私たちは高森のポイントチャンネルは見られないんですかと言われる方がかなりいらっしゃいました。何でかという、先ほど言ったように、地震の際、災害の際に高森町が流す情報、これが非常に有効であった。高森町の人からその情報を聞いて南阿蘇の村の方たちは生活をされたということも聞いております。そういう意味からすると、番組編成をする際に、この高森町だけの話題で番組をつくるよりも、この南郷谷の中で番組をつくっていけば、それだけパイが広がるわけですから、番組の重みも違ってくるし、広さも違ってくる。ですから、今後ポイントチャンネルにおいては、できれば阿蘇南郷谷を含めた形でのテレビ局の運営ということも考えてはいいんじゃないかな。南小国町が今度高森町と同じような有線テレビをされます。これは南阿蘇村の議会の議員さんから私相談を受けました。いいですからぜひともやってください。今後についてはそういうことで同じ方式ですから、高森町と連携しあって、同じ番組にしましょうや。どんどんやりましょうや。私た

ちの南小国の放送しますよと。ですから、お宅も高森町の放送してください。ですから、お互いで交流しましょうていうことで、そうすることによってコストを下げますよという話をしました。ですから、ぜひともそういうことで、連携をして、皆さんが欲しがるような番組をつくっていただいて、コストを下げる工夫をよろしくをお願いをしたいと思います。この件についても、最後に町長のほうからまた答弁をいただきたいと思います。

それとあか牛の件、農政課長、あなたの話を聞いとくとですね、いかにも農地を使っておる農家の方たち、重量野菜をされている方たち、施設園芸をされている方たちは、国のいろんな施策がある、指針があるからそれに沿っていきなさいよと言われる。畜産は、現状ですね、牛については、特別免税がされております。所得税を納めなくていいんですね。100万円までは無税なんですよ。で、肥育について、肉の出荷ね、これは税法上、指定屠場に持って行った場合についても、これはいくらまでかは、昔は100万円未満だったかな、今100万円超しているからほとんど税金かかると思うんですが、そういうふうになっているんですよ。その中においてですね、やはり生産物として、牛についてはそこまでいろんな面において恩恵を受けているんだけど、高森町がこの広大な農地の中で一生懸命自然の影響を四苦八苦しながら受けないように生産されておる露地野菜の皆さんたち、そして施設園芸の人たち、この人たちにね、国の指針に沿っていきなさいよ、して、共済にかたってから共済の補助でやりなさいよ、それだけで町はいいんですか。私はいけないと思う。何でかという、一生懸命今まで農地守ってきているんだから、農業を守ってきているんですよ。その方たちがね、やはり今年春先に種を蒔いて、芽が出て、6月、7月、8月、夏秋野菜で出そうと思ったときに、長雨でそれが全部流れてしまった。所得ゼロで。そういう人たちにじゃあその国の指針で言う、それをその所得補償にきなさいよ、青色申告しなさいよ。そして、ハウスの人たちには共済にかたりなさいよ。それだけでいいんだろうかと、私は思うんですよ。常日頃から、やっぱりね、町は町として、町長も言われるようにとんがった政策をするというのであるならば、高森町は高森町として、高森町の農家をどのように守っていくかというような考えを日ごろから持っておってもらわないと、一生懸命作った野菜が夏場の雨で全部流れた。市場が非常に安くたたかれて出荷もできなかった。所得ゼロですよ。その方たちに種代の補助もできないのか。ハウスの人たちに、普通3年、4年もつハウスが1年でビニールがパリパリになったから張り替えなん。そういう人たちに共済にかたつときなさいよって、それだけでいいんですか。私が言

うなら、あか牛農家の方たちに、あなたたちは税金を納めないから、納めないと言うたら失言ですけども、所得税が特別免税で納めなくていいようになっているからね、あなたたちは一生懸命努力してください。そして、放牧をして所得をどんどん上げてください。コストを下げてください。そういう勉強会を進めることによってあか牛農家の方たちはこれ以上にまだよくなってくると私は思います。しかしながら、露地野菜をする人たちや施設園芸をする人たちは、それだけでは無理なんですよ。だからこそそういう施策を、とんがった農業施策というものを私は考えていたきたいということから、あか牛にちょっとうふな考えがありますよということを使ったんです。露地野菜も施設園芸もそういうふうと一緒に扱っていただいているなら、私はあか牛はということはいません。でも、露地野菜と施設園芸についてそういう姿が見えないから、あえて言わせてもらっているんですよ。同じような扱いを私はしていただきたいと思います。以上です。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 10番 佐伯議員の御質問に再度お答えをさせていただきます。

議員がですね、今おっしゃいましたように、当然広域も含めまして、この南阿蘇村のですね、議員さんからもですね、広域の議会の中でも多分そういうようなお話が議員にあっているというふうに思っております。また、住民の方もそうだとおことでございます。ポイントチャンネルに関しましては、はっきり言えば、南阿蘇村が本気でやる気になれば放送は可能になります。その環境を本気でつくるという方向性でいけば高森のポイントチャンネルが見れることは可能でございます。ですので、それを高森側から働きかけるのか、南阿蘇村さんがですね、思いを持たれているのか、そこは私からこの場で答弁はできませんが、ですから、南阿蘇村が情報基盤整備事業をやるとき、もしくは高森に近い自治体をやるときには、視察の受け入れ、そしてわかりやすく視察の中で説明する。そして金目のことも説明する。そして、将来そのことによって議員がおっしゃられるすべての住民の方が、南郷谷に住まれる方、もしくは阿蘇全体に住まれる方がですね、同じ情報、同じタイミングで取ることができる。その阿蘇づくり、もしくは南阿蘇づくりができるというところがございましたので、今までも鋭意その努力は重ねてまいりました。ですので、議会議員の皆様もポイントチャンネルのいいところというのは十分使っていると思いますので、今後ですね、自治体、南阿蘇村も含めまして、そういう働きかけもしていただければ、当然私たちは一緒にやってまいりたいというふうにか

えているところでございます。

それともう1点、実はですね、この先ほど後藤課長が答弁をなされましたが、当然、事務方ですので、その共済保険の件もですね、国の方向性としてそこを使ってくれというのは当然だと思いますが、特にビニールハウスですね、ハウスの部分、例えば、ビニールの部分ですね。その張り替えであったり、種子であったり、当然町としてはですね、私は新たな施策を出す時期がきているというふうに判断をいたしているところでございます。しかしながら、ちょうどですね、火山灰の事業がそろそろすべて終了したところでございます。その上でですね、今後何ができるのか。あか牛のブランド化も先ほど申し上げますように、3月末でふるさと納税も一旦締まりますので、その上でですね、新しい施策も出していかなければいけない。本来であるなら当初予算でですね、計上するべきだというふうに考えておりましたが、そこはじっくりですね、農家の方からも要望等も聞きまして、議員がおっしゃいますように、やはり露地であったり、ハウスであったり、本体までは建て直さなくても、ハウスのビニールの部分だけがやられると、火山灰が降って3年経って、これはいろんな多分化学反応を起こして、本来5年持つビニールが3年でなくなった。クラッシュしたとか。いろいろあると思いますので、そこを精査した上でですね、議会のほうに提案をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく、その節はお願い申し上げたいというふうに思います。以上です。

○10番（佐伯金也君） はい、ありがとうございました。

○議長（田上更生君） そのほかありませんか。4番 興梠壽一君。

○4番（興梠壽一君） はい、4番 興梠です。

概要書の別紙のスライドページですか、35、36について、ちょっとお伺いをしたいと思います。

単独のその他事業ということで、町道景観向上対策事業、支障木等の撤去ということで一般財源から2,000万円計上してございます。この事業につきましては、以前補助金等を利用して支障木等の撤去がなされたかと思えますけども、今回、主要幹線道路、第1級、第2級地方道の10本程度を実施予定ということになっておりますが、前回の定例会におきまして、1級、2級の路線は合計27路線程度あるということで説明があったかと思えます。となりますと、残り17路線あるわけですが、この事業につきましては単年度で終わるのか。次年度継続事業で行うのか。その点の御説明を1つお願いをしたいと思います。

それからその下、町道愛護草刈り補助ですけども、補助金の単価を30円から4

0円ということで10円メーター単価を上げていただくということで、本当に地域住民にとってはですね、大変ありがたい事業だと思います。お礼を言いたいと思います。それで、この草刈り作業ですけども、基本的にはですね、道路というか、地面から大体何メーターぐらい草を刈っていくのが通常考えられるのか。この点をちょっとお願いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 建設課長 沼田勝之君。

○建設課長（沼田勝之君） 4番 興柁議員の御質問にお答えいたします。

まず、景観向上の支障木伐採の件ですけど、今考えておりますのが交通量ですね、交通量が多い1、2級の路線ですね、を10路線。10路線の支障木というか、通行に邪魔になる路線ですね、枝等が落ちて、車等が破損した場合には、道路管理者の責任等も問われかねないということで、1、2級を中心に10路線ですね、高さとして4.5メーターですね。道路法で決まっております4.5メーター、ここにもありますが、道路の建築限界というところで考えております。まずは2,000万円ということで、大きな経費をですね、入れております。4、5年ぐらいはですね、1回切れれば大丈夫ではないかと思います。他の路線につきましてはですね、路線が、町道が213路線あります。ほかの路線についてはですね、随時、今後検討していきたいと思っております。

それと道路愛護の補助金の件ですけど、これは各駐在区にですね、道路愛護の精神を持たれて、自分たちが利用される道路の草刈りをですね、毎年お願いしているものです。燃料費等のですね、高騰によりまして、今までずっと30円、1メーター30円ということでお願いしていたんですけど、今度40円ということで10円ですね、上げさせてもらいました。ただこれによりまして、総額では240万円ほどですね、補助金が増えることになります。で、草刈りの基準としては、道路の1.5メーターですかね。これもまた車がですね、通るのに支障にならないように、また、景観の向上も含めてですね、1.5メーターを基準に刈っていただくということで、終わった道路については、随時うちの土木係のほうで検査にですね、行っております。これについてもですね、将来的にはもう高齢化とかでですね、道路の草刈りができないというところも出てくるかと思しますので、将来的には、業者の方にですね、委託するとかいう方法も考えなければいけないかなと思っております。以上です。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。4番 興柁壽一君。

○4番（興柁壽一君） 関連で要望なりをしておきたいと思います。支障木等の撤去で

すけども、県道あたりもかなりされてきておりますけども、その作業状況を見ますと、白線から出た部分だけの枝をですね、撤去されているところはかなりあります。できますなら、根っこからですね、切っていただくような作業をしていただくと、先ほど話があったように、4、5年以上の効果があるんじゃないかと思いますので、どうか根っこからですね、切っていただくようお願いをしたいと思います。

それから、できますなら次年度におきまして、予算等組んでいただくならというふうに思います。

それから、町道愛護に関連してですが、今説明がありました、地面から1.5メートルということですが、支障木等におきましてですね、地域住民でこの1.5メートルのところまでは切りますけども、これから上ですね、1.5メートルから先ほど話が合った4.5メートルの間は残っていくわけですね。これも地域住民において、4、5年ぐらいで自主的にですね、切っておられると思います。地域住民がですね。できますなら、その他の道路におきましては、支障木等の撤去において、助成等、補助等できないか、考慮いただくならと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田上更生君） 建設課長 沼田勝之君。

○建設課長（沼田勝之君） 自席から失礼いたします。先ほど申しましたように、1、2級町道の分ですね、現在あげております。ほかのその他の道路ということでもありますけど、その物件に関しては、財政というかですね、予算面もありますので、財政等の協議の上ですね、道路の通行にですね、支障がある場合等、そういう見受けられたらですね、そういうところも中心的にやっていかなければならないかと思います。いずれにしましてもですね、今後検討していきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 4番 興梠議員のですね、御質問に補足をさせていただきます。

今、沼田課長がですね、おっしゃったとおりでございます。このですね、実は景観のこの2,000万円の単独事業でございますが、これは私のほうからですね、要はわかりやすく申し上げますと、木が覆いかぶさって非常に危険もありますが、まず暗いと。明るくすると、高森町を。明るくしたいんだと、何か考えていただきたいところを沼田課長のほうに再三ですね、お願いをいたしまして、やはりそうであるならば、町道のですね、1級、2級含めて危険箇所、もしくは安全対策

としてやらなければいけないところをやるべきだという御指導も課長からいただきましたので、今年予算を提案させていただきました。実は、山東部の消防団の若い消防団員さんも含めまして、この高森町も含めてですね、やっぱり町長、非常に道路を通って、道路舗装されたり整備されたりするのも大事だけど、そもそも覆いかぶさっているところが多いので、そこを切るだけでも非常に町が明るくなると。やっぱり暗いところがあるので、町を明るくしてほしいという要望を多々いただきました。ですので、多くの補助事業をですね、実は探しました。何かないのかというところで、そして、何かにつけられないのかというところも探しまして、財政もですね、建設課も頑張っていたいただきましたが、なかなか直近ですぐというのがございません。ですので、まずはですね、この10本ぐらい程度としたものは、1級、2級の中で非常に今危ない、安全対策が必要だ、もしくは明るくここはすべきだ、通行量が多いというところをやってみてですね、その上で議会議員の皆様にも御判断をいただいて、こういう事業はもっとやれと、また、地域の方がですね、やってほしいという要望がくればですね、順次、年次計画で予算計上をですね、できるのではないかとこのように私自身は考えているところでございます。

それと1.5メートル以上に関しましては、自主的にやっていただいておりますし、議員さんの地元も含めまして、各議員さんの地元ですね、方がやられているのも十分知っておりますし、見てもきました。ですので、できればですね、そういうところも何か措置ができないのかなというふうに考えまして、多くの御相談もですね、県にもいたしましたし、ほかに何かないのかということも探しましたが、今のところなかなかわかりやすい補助事業はございません。ですが、やっぱり高齢化もしてますし、当然1.5メートル以上のところをですね、やられているときに、できる地域とできない地域が、これはマンパワーの問題、高齢化の問題で出てきますので、今後ですね、やはり駐在員さんの会議も含めまして、また議員の皆様と相談いたしまして、施策として、多分近い将来、高森町はやはり打ち出していかなければいけない。そのためには財政をですね、やはりしっかり使えるお金をですね、貯金していかなければいけないのではないかとこのように考えております。以上です。

○議長（田上更生君） そのほかございませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、各常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

んか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。2時35分より再開いたします。

-----○-----

休憩 午後2時25分

再開 午後2時35分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き会議を行います。

-----○-----

日程第25 議案第28号 平成29年度高森町国民健康保険特別会計予算について

○議長（田上更生君） 日程第25、議案第28号、平成29年度高森町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 議案第28号で御提案いたしました、平成29年度高森町国民健康保険特別会計予算について、御説明申し上げます。

1ページをお開きください。1条で、歳入歳出の総額をそれぞれ13億737万9,000円としております。前年度と比較しますと68万4,000円の増額となっています。

8ページをお開きください。歳入の主なものについて御説明申し上げます。

1款国民健康保険税につきましては、一般被保険者国民健康保険税、退職被保険者等国民健康保険税、あわせまして1億6,735万8,000円を計上しております。前年度より1,918万8,000円の減額を見込んでおります。

続きまして、9ページを御覧ください。4款1項1目療養給付費等負担金につきましては1億8,989万8,000円を計上しております。同じく2項1目財政調整交付金につきましては1億2,941万7,000円計上しております。

10ページをお開きください。5款療養給付費等交付金につきましては5,100万1,000円、昨年より1,255万9,000円の増額となっております。

6款前期高齢者交付金につきましては2億966万3,000円を計上しております。

続きまして、11ページを御覧ください。7款県支出金、2項1目財政調整交付金につきましては1億887万9,000円計上しております。これは平成28年度の補正で説明いたしましたが、国保の財政運営につきましては、大変厳しいものがあります。当初から法定外で対応するか、歳入についての国庫支出金や各種交付金の歳入及び歳出について見込みができて対応するか検討した結果、この項目で調整することにいたしました。

8款共同事業交付金については、国保連合会からの提示でありました3億742万8,000円を計上しております。

10款1目一般会計繰入金につきましては、1節保険基盤安定繰入金を5,260万5,000円、3節財政安定化支援事業繰入金として、法廷内繰入金を1,700万円計上しております。

11款繰越金につきましては、昨年と同様としております。

14ページをお開きください。歳出予算の主なものについて御説明いたします。

1款1項総務管理費の歳出の主なものといたしましては、国民健康保険事業運営のための事務費、また、平成30年からの制度改正に伴う国保システム化として995万4,000円を計上しております。

15ページの下のほうを御覧ください。2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費として6億円、同じく2目退職被保険者等療養給付費として4,800万円を計上しております。

16ページをお開きください。2款2目高額療養費として、全体で1億575万円を計上しております。

18ページお開きください。3款後期高齢者支援金等として全体で1億2,601万円、5款介護納付金として5,448万円を計上しております。

続きまして、19ページを御覧ください。6款共同事業拠出金につきましては、国保連合会から提示のあった3億2,935万5,000円を計上しております。

7款1目特定健康診査等事業費につきましては、特定健診業務委託料と特定健診特定健康指導に係る管理栄養士等職員の人件費として1,466万円を計上しております。本年度も特定健診受診率60%を目標に予算計上しております。

20ページをお開きください。同じく、2項1目保険事業費につきましては、26年度から再開しましたあんま、針きゅう術の施術に係る助成費として19節で48万円を計上しております。なお、1回当たりの助成額を1,000円とし、1世帯当たり年間12万円を限度としております。

以上、今回提案しております予算の主なものについて、その概要を御説明いたしましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。５番 芹口誓彰君。

○５番（芹口誓彰君） はい、５番 芹口です。

先ほどのですね、国民健康保険特別会計補正予算の中で説明がありましたけれども、財源不足を補うために法定外繰入金８，５８９万５，０００円を含め、９，７１６万円の補正がなされておりまして、一般会計からの繰入金の予算総額は１億６，１１０万円というふうになっております。今回、２９年度の予算を見ますと繰越金は前年度と同様３，８４２万円が計上されております。２８年度当初予算におきましてもですね、３，８４２万円の繰越金が計上してありましたけれども、５月の決算認定後の繰越金の額は６５１万８，０００円というふうになっております。２９年度におきましてもですね、繰入金３，８４２万円、もし見込めないとしたら、その補てん財源はどのように考えておられるのか伺いをしたいというふうに思いますし、また、財源不足等につきましては、先ほど調整基金ですか、県の補助金等で調整するというような説明もありましたけれども、２９年度におきまして、２８年度同様に多額の一般繰入金の必要性が生じてくるのかどうか伺いたいというふうに思います。

○議長（田上更生君） 健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 健康保険税で見ますと、平成２０年以来９年間ですね、保険税の見直しが行われておりません。平成２０年当時は約１億２，０００万円の基金等もあり、平成２２年には７，０００万円の基金繰り入れを行っております。その後、平成２４年度までは毎年６，５００万円の繰り入れを行ってきております。しかしながら、繰入金もですね、平成２５年度からは約４，０００万円となっており、平成２５年度からは法定外繰入金を２，５００万円、２６年度には８，５８８万４，０００円を繰り入れております。平成２７年度にはですね、法定外繰入金がなく、今年度は、先ほど申されましたように約８，５００万円程度ですね、法定外繰入金をお願いしているところでございます。このことは毎年ですね、４，０００万円程度の繰越金を確保しつつ、国・県の補助や交付金の変動に応じた法定外の繰り入れが必要となると思います。先ほどの５番議員のですね、質問ですけども、今年もですね、昨年並み、一応３，４００万円という形で繰り越しております。

す。２７年度におきましては、大きく６５０万円程度と減っておりますけれども、本年度におきましては、２７年度のような大きな激しい繰越金ですね、減少は考えられないと思います。しかしながら、ちょっと読めませんので、その分につきましては、先ほど申し上げましたように、県の調整交付金ですね、今見ているところでございます。当初からやはり法定外繰入金を組むべきではないという形ですね、思っておりますので、その２８年度の繰越金がある程度確定したときにおきまして、状況を見ながらですね、議会にお諮りいたしまして、その法定外等で対応するのかというのも含めてですね、協議をしていただきたいと思います。また、平成３０年からはですね、県の財政運営を整理されていることからですね、その点も含めまして、今後ですね、議会に諮りながら協議していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。はい、５番 芹口誓彰君。

○５番（芹口誓彰君） はい、５番 芹口です。

いずれにしてもですね、財源不足というのは生じてくるというふうに思います。いくらかですね、一般会計からの繰り入れというのはですね、これは仕方ないというふうに思いますけれども、やはりですね、特別会計というのは独立採算が原則でございますし、利用者負担が原則でございます。今、国保運営協議会等もありますが、そういった国保特別会計についてもですね、こういった財政の状況についての協議なり、あるいは、健康保険税の改定等も含めた議論がその健康保険運営協議会等でなされているかどうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 自席から失礼させていただきます。はい、５番議員言われたように、毎年ですね、１２月に国保運営協議会を開催しております。その中で、当然ですね、決算書に基づいて、翌年度の健康保険税とかですね、協議を行っているところですが、やはりですね、税金の値上げというのは生活に直結しますし、やはり皆さんで上げますよという意見が出てないところは正直なところでございます。また、最近はですね、先ほども申し上げましたように、平成３０年からの県の財政運営が予定されていることからですね、その状況を見ながら今後対応したいというところが正直なところでございます。以上です。

○議長（田上更生君） ５番 芹口誓彰君。

○５番（芹口誓彰君） 財源不足がですね、生じた場合、安易に一般会計からの繰り入れということですね、考えるんじゃなくて、一般会計もですね、先ほど説明があ

りましたように、地震後の復旧・復興によりまして起債は増加するし、また、公債費も増加するというような説明もございました。一般会計もですね、大変苦しい財政運営というのが知られているような状況でございますので、やはり健康保険特別会計におかれましてはですね、27年度のもので、決算を見ますと滞納金が6,500万円を超えております。やはりですね、そういった徴収率の向上なり、あるいはですね、受診率の軽減等を図られるような、そういった工夫もですね、ぜひやっていただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

—————○—————

日程第26 議案第29号 平成29年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（田上更生君） 日程第26、議案第29号、平成29年度高森町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 議案第29号で御提案いたしました、平成29年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について、御説明申し上げます。

1ページをお開きください。第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,609万3,000円としております。前年度と比較しますと249万円の減額となっております。

6ページをお開きください。歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、熊本県後期高齢者医療広域連合が試算した額5,586万6,000円を計上しております。

3款1項1目2節保険基盤安定繰入金につきましては、同じく広域連合から提示のありました3,477万8,000円を計上しております。

7ページを御覧ください。5款4項1目後期高齢者医療広域連合受託事業収入に

つきましては、広域連合からの受託を受け、町が実施しています後期高齢者の健康診査業務に係る額 309 万 9,000 円を計上しています。

9 ページをお開きください。歳出の主なものについて御説明申し上げます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、熊本県後期高齢者医療広域連合が試算した保険料負担額及び同じく提示のありました、健康基盤安定負担金の合計額 9,054 万 4,000 円を計上しております。

3 款 1 項 1 目健康診査費につきましては、後期高齢者の健康診査業務に係る費用 319 万 6,000 円を計上し、2 目保険事業費では、国保と同様に 26 年度から再開いたしました、あんま・針きゅう等の施術に係る助成金 48 万円を計上しております。なお、国保と同様に、助成額は 1 回につき 1,000 円とし、1 世帯当たり年間 12 枚を計上しております。

以上、今回提案しております予算の主なものについて、その概要を説明いたしましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 29 号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

—————○—————

日程第 27 議案第 30 号 平成 29 年度高森町介護保険特別会計予算について

○議長（田上更生君） 日程第 27、議案第 30 号、平成 29 年度高森町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 議案第 30 号で提案いたしました、平成 29 年度高森町介護保険特別会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをお開きください。第 1 条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 9 億 66 万 4,000 円としております。前年度と比較しますと 904 万 6,000 円の増額

となっております。

本町におきましては、高齢化率も年々上昇の一途であり、同様に要介護認定者の数も増加傾向にあります。介護保険特別会計におきましては、介護給付費が歳出の約93.9%と大きな割合を占めております。また、一般会計からの繰り入れも1億2,900万円余りを計上しております。

7ページをお開きください。歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。

1款保険料につきましては、今回65歳以上の保険料が負担される保険料を1億4,342万5,000円計上しております。なお、町民の皆様には御負担をおかけしますが、介護保険事業の健全運営に御理解と御協力をいただきますよう、この場をお借りいたしましてお願いいたします。

次に、3款1項1目介護保険給付費負担金として1億5,470万2,000円を計上し、また、同じく3款2項1目調整交付金として8,283万円を計上しております。

8ページをお開きください。4款1目介護保険給付費交付金を2億4,526万7,000円、また5款1項1目介護保険給付費を1億2,016万6,000円計上しております。

なお、3款から5款までは28年度の実績等を勘案して、前年度予算から増減しておりますことを申し添えます。

9ページを御覧ください。6款1目一般会計繰入金を総額で1億2,965万3,000円を計上しております。当初から法定外繰入は計上していないことを申し添えます。

11ページをお開きください。歳出予算の主なものにつきまして御説明申し上げます。

1款1項1目一般管理費として事務費をはじめ、平成29年度は第7期介護保険事業計画を作成する必要があることから、その経費555万2,000円を計上しております。

12ページをお開きください。1款3項介護認定審査会費につきましては、介護認定調査等に係る費用1,034万円を計上しております。

13ページを御覧ください。2款につきましては、保険給付費等関連予算であり、1目介護サービス等諸費として7億5,430万8,000円を計上しております。同款2項介護予防サービス等諸費につきましては1,185万2,000円を計上しております。これにつきましては、平成29年度から試行的に総合支援事業と

して取り組む必要があることから、５款の地域支援事業の予算項目を再編した分減額となっております。

１４ページをお開きください。２款６項特定入所者介護サービス費等５,７４５万円を計上いたしました。これは低所得者の方が施設を利用した場合に、居住費、食費負担限度額を超えた場合のものでございます。

５款１項介護予防・生活支援サービス事業費として１,５２４万９,０００円を計上いたしました。１９節介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援１、２の方々の通所及び訪問介護分で、平成２８年度までは介護給付費の中で予算化していた分になります。

１６ページをお開きください。５款３項包括的支援事業費・任意事業費につきましては、本年度新しく創設した項目であります。１目包括的支援事業として１,３２４万円を計上しております。地域包括支援センターにつきましては、これまで高森町直営で行ってまいりましたが、昨年、募集を行ったところ、高森町社会福祉協議会から応募があり、地域包括支援センター運営協議会の承認を得たことから、平成２９年度から委託するものであります。当分の間は、役場庁舎の部屋を借りることにしております。

以上、今回提案しております予算の主なものについて、その概要を説明いたしましたが、御審議の上、御決定賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第３０号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第２８ 議案第３１号 平成２９年度高森町簡易水道事業特別会計予算について

○議長（田上更生君） 日程第２８、議案第３１号、平成２９年度高森町簡易水道事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 沼田勝之君。

○建設課長（沼田勝之君） 議案第31号で御提案いたしました、平成29年度高森町簡易水道事業特別会計予算について、御説明いたします。

1ページをお開きください。平成29年度予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,023万1,000円とするものであります。

4ページをお開きください。2表地方債におきましては、長年の懸案となっております大村中原地域の水質向上のための水源地改良工事や災害時の停電対策として、地域の水源地に発電機を設置する工事の財源としての過疎債、簡水債の借入額の限度額をそれぞれ設定するものであります。

次に、歳入の主なものについて御説明いたします。7ページをお開きください。

1款使用料及び手数料につきましては、水道使用料9,521万円を計上しております。

3款繰入金につきましては、地方債の定期償還分等に係る繰入金として、一般会計から3,686万3,000円を繰り入れるものであります。

4款財産収入につきましては、基金運用利子として742万5,000円を計上いたしております。

8ページをお開きください。5款繰越金につきましては1,462万5,000円を計上いたしております。

7款地方債につきましては、2表で説明いたしました、水源地の改良工事や停電対策としての発電機設置事業費の財源として1,460万円を計上しております。

次に、歳出の主なものについて御説明申し上げます。9ページをお開きください。

1款水道費につきましては、毎年度の経常的な経費とともに、13節委託料に大村地区水源地整備に係る設計委託や今後の水道事業において安定的な経営を図るため、水道事業の経営に関する計画作成に係る作成委託料等1,350万8,000円を計上いたしております。また、15節工事請負費につきましては、歳入の項目でも申し上げましたが、停電時の電源確保対策としまして、野尻・小倉原地区の水源地への発電機設置工事と大村水源地の水質向上のための改良工事等の経費1,668万9,000円を計上しております。

2款公債費につきましては、起債の定期償還分としての元利金6,836万6,000円を計上いたしております。また、予備費として716万円を計上いたしました。

以上、今回提案しております当初予算の主なものについて、その概要を御説明い

たしましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたしまして提案説明といたします。よろしくお願いします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第29 議案第32号 平成29年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について

○議長（田上更生君） 日程第29、議案第32号、平成29年度高森町農業用水供給事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 沼田勝之君。

○建設課長（沼田勝之君） 議案第32号で御提案いたしました、平成29年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

1ページをお開きください。平成29年度予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,632万5,000円としております。

次に、歳入の主なものについて御説明申し上げます。6ページをお開きください。

1款財産収入につきましては、基金運用利子1,325万1,000円を計上しております。

また、2款繰入金におきましては、基金繰入金300万円をそれぞれ計上しております。

次に、歳出について御説明申し上げます。7ページを御覧ください。

1款農業用水費につきましては、7節賃金に施設の草刈り人扶賃金や水量管理人扶賃金等39万円、第11節需用費につきましては、施設に係る電気料や維持補修に要する修繕料等1,351万1,000円を計上しております。12節役務費につきましては、排水タンクの異常等を知らせるテレメーター通信料等91万5,000

0円を計上いたしました。

また、2款予備費といたしまして99万5,000円を計上しております。

以上、今回提案しております当初予算の主なものについて、その概要を御説明いたしました。御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

—————○—————

日程第30 議案第33号 平成29年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について

○議長（田上更生君） 日程第30、議案第33号、平成29年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。政策推進課長 馬原恵介君。

○政策推進課長（馬原恵介君） 議案第33号で提案いたしました、平成29年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算につきまして、提案理由を説明申し上げます。

1ページをお開きください。第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25万2,000円としております。28年度より3,100万円の減額となっております。これは熊本地震の発生に伴う南阿蘇鉄道の被災によりまして、現在も高森駅と中松駅の一部区間の運行に止まっており、全線復旧への対応及び負担等の額が現時点では明確でないことが要因であります。

6ページをお開きください。歳入予算について説明申し上げます。

第1款財産収入につきましては、自治体基金及び民間基金の利息の合計額25万2,000円を計上しております。

続きまして、7ページです。歳出予算につきまして説明申し上げます。

第1款事業費につきましては、基金積立金の利息を合計で25万2,000円計上しております。

以上、今回提案しております予算につきまして説明いたしましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

—————○—————

日程第31 休会の件について

○議長（田上更生君） 日程第31、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。3月9日から3月14日までは休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、3月9日から3月14日までは休会とすることに決定しました。

なお、各委員会が開かれますので、よろしくお願いいたします。

—————○—————

○議長（田上更生君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでございました。

—————○—————

散会 午後3時10分

3 月 1 5 日 (水)

(第 2 日)

平成 2 9 年第 1 回高森町議会定例会（第 2 号）

平成 2 9 年 3 月 1 5 日

午前 1 0 時 0 0 分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第 1 一般質問について

議 席	氏 名	事 項	要 旨
6 番	立山広滋	平成 2 9 年度事業	①防災拠点センターについて ②防災道路について ③防災公園について
3 番	後藤三治	本町の地籍調査の進捗状況と固定資産税について	★地籍調査 1. 地籍調査の着手日および当初の事業完了予定は何時だったのか 2. 着手時の本町の面積と台帳面積は 3. 地籍調査完了地域の面積の差異は 4. 最終完了予定は ★固定資産 1. 地籍調査完了地域の課税状況は 2. 固定資産（土地）の課税は、地目にかかわらず現況課税を行うこととなっているが、その現況をどのように把握しているのか 3. 地籍調査がすべて完了すれば、調査後の実測課税を行うこととなる。特に山林・原野の所有者は急激な固定資産税の増加が予想される。課税方針は

2. 出席議員は次のとおりである。(9名)

1 番	牛 嶋 津世志 君	3 番	後 藤 三 治 君
4 番	興 梶 壽 一 君	5 番	芹 口 誓 彰 君
6 番	立 山 広 滋 君	7 番	森 田 勝 君
8 番	本 田 生 一 君	9 番	田 上 更 生 君
10 番	佐 伯 金 也 君		

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(20名)

町 長	草 村 大 成 君	教 育 長	佐 藤 増 夫 君
総 務 課 長	佐 藤 武 文 君	生活環境課長	松 本 満 夫 君
政策推進課長	馬 原 恵 介 君	住民福祉課長	安 藤 吉 孝 君
健康推進課長	阿 南 一 也 君	税 務 課 長	佐 伯 実 君
農林政策課長	後 藤 健 一 君	建 設 課 長	沼 田 勝 之 君
会 計 課 長	河 崎 みゆき 君	たからポイントチャネル事務局長	東 幸 祐 君
教育委員会事務局長	阿 部 恭 二 君	監査委員事務局長	安 方 含 君
生活環境課審議員	田 上 浩 尚 君	政策推進課審議員	橋 本 俊太郎 君
農林政策課審議員	古 澤 要 介 君	教育委員会審議員	堺 昭 博 君
総務課課長補佐	岩 下 徹 君	総務課総務係長	岩 下 雅 広 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	佐 藤 幸 一 君	議会事務局庶務係長	山 田 耕 生 君
--------	-----------	-----------	-----------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。

会議に先立ち、町長から行政報告の申し出がっておりますので、許可いたします。

町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） おはようございます。

今ほど田上議長のほうから行政報告の申し入れということで、申し入れをさせていただきました。内容に関しましては、先般、平成29年2月の末に答申をいただきました、高森町公共施設温泉施設等の適正なあり方に関する検討結果の報告をお答えをいただいたわけでございます。そもそも昨年のですね、8月より4回に渡ってこの公共施設あり方検討協議会の中で議論を積み重ねていただきました。協議会のメンバーの方は32名でございます。議会議員の皆様、そして、各駐在嘱託員の代表の皆様、そして、高森町の各団体の方、そして、女性代表の方、そして、施設を管理する側の課長級の職員も入っております。その上でですね、4回の検討会を開いていただきました。座長として、熊本大学の大学教授の先生にも参加をしていただきました。この協議会というよりもですね、このアンケートをその前に行っておりますので、住民の皆様が出されたアンケートに対してどういうふうな方向性が見えるのかという協議会であるというふうに認識をいたしております。そもそもこの協議会をつくっていただきたいと私が申し上げたのは、何も答えを私一人の判断で行うことが是か非かではなく、そもそも私は1期目のときも、2期目のときもマニフェスト、政策集を掲げて当選をさせていただきました。その中に、住民にとってプラスになるほうはどちらだけで判断をさせていただくと明記をして当選をさせていただいております。個人感情による反対であったり、選挙の賛成・反対は全く区別をしないということを明言をいたしております。その上で、高森温泉館の前回のアンケート、すなわち平成25年、6年に亘ってアンケートを採っておりますが、そのときに指定管理から直営の運営をするという結論を行って、現在の運営に至っているところでございます。そのときに議場で申し上げましたが、直営と判断をした理由というのは、アンケートの結果で約56%の方が直営で行っていただきたいという結果が出たから、それのみですというふうにお答えをいたしております。

今回もこの検討結果の報告を受けて、約二、三週間たっております。今後、この検討結果の報告に基づきまして、最終的な判断を近日中にさせていただきたいとい

うふうに考えております。

判断の材料となるのは、この中身のこともそうでございますが、議論というのは、今までずっと尽くしております。協議会以外でもやってきております。町民の方々も多く意見をアンケートの中でいただいております。その結果の賛否の否定、賛成・否定、無効票、3つに分けられておりますが、素直に判断をさせていただきたいというふうに思います。根拠といたしましては、議会議員の皆様も選挙で選ばれて議会に立たれております。当然、住民の代表でございます。そして、各駐在員さんや団体の代表も入られておる結果ですので、素直に判断をさせていただきたいというふうに思います。その時のアンケート、今回のあり方検討協議会の判定もそうでございますが、プラスして考えとするならば、思うとするならば、存続、売却、もしくは閉館、用途変更、どの変更に進んでも厳しい状況になることは覚悟しなければいけないということが1点。

それと、去年の熊本地震を経験をいたしました。今後、多くの公共施設、もしくは道路、橋等においては、やはり南海トラフ級の地震、すなわち、震度6以上の地震を想定した防災対策を念頭に置きながら、やはり判断もしなければいけないのではないかとこのように考えております。果たして、公共施設として、防災対策が完璧にできているのか。施設としてできているのか。そして、それをするならどのぐらいの費用が必要なのか。そういうところもしっかり精査をした上に判断を近日中にさせていただきたいというふうに考えております。じゃあそれがいつなのかと申し上げますと、例えば、この次の臨時議会、もしくは6月の定例会の初日、もしくは会期中というふうに考えております。答申をいただいて3週間でございます。しっかり考えをさせていただきまして、住民の代表であります議会の皆様、駐在囑託員の代表の皆様、各団体の皆様から多くの意見をいただきましたので、適正に判断をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（田上更生君）　これから、本日の会議を開きます。

お諮りします。お手元に配付してあります日程に従って議事を進めたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君）　異議なしと認めます。それでは日程に従って議事を進めます。

—————○—————

日程第1　一般質問

○議長（田上更生君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） おはようございます。6番 立山です。

私は今回、平成29年度一般会計当初予算やその概要書の内容から、来年度の補助事業について質問いたします。

さて、平成28年4月に発生した熊本地震から早いもので11カ月を経過しようとしています。県内の被害者数や被害額は相当であります。特に人的被害である死者数は、高森町の関連死の3名の方を含め、3月9日現在で207名もの尊い命が失われております。また、現在行われております、熊本県議会の2月定例会において、平成29年度一般会計当初予算の額は、熊本地震の復旧・復興関連費、約1,720億円を盛り込んだ総額が8,850億円余りで提案されており、これは過去最大規模とのことであります。

隣接地の南阿蘇村においても、3月11日の朝刊紙面で当初予算が前年度の2.3倍で、災害復旧関連大きく掲載されていました。本町においては、他の市町村と比べると被害は少なかったものの、やはり様々な被害は発生しており、当初予算においても、熊本地震からの創造的復興を柱とした予算編成がなされていると、町長から説明を受けております。

余談にはなりますが、熊本県内では、熊本地震の本震が発生した、4月16日前後を復興祈念ウィークと銘打って、さまざまなイベントが開催されるようですが、高森町においても、4月15日、土曜日、高森駅を中心に南阿蘇鉄道全線復旧祈念イベントが計画されているとのことであり、楽しみにしております。

それでは、いくつかお伺いいたします。

まず、平成29年度一般会計当初予算概要書の別紙において、国・県補助活用事業の詳細説明がなされておりますが、中でもこの概要書の別紙にありますように、ページの6ページ、7ページ、8ページ、9ページでですね、復興まちづくり総合支援事業、激甚災害指定市町村のみ対象の事業の制度及び概要について説明願います。

○議長（田上更生君） 政策推進課審議員 橋本俊太郎君。

○政策推進課審議員（橋本俊太郎君） おはようございます。6番 立山議員の御質問にお答えをいたします。

この復興まちづくり総合支援事業ですけれども、この事業は、大規模な災害を受

けた被災地を災害に強いまちへ再生するために市町村が行う復興のための計画策定に対する支援でありますとか、あるいは、計画に位置付けられた復興のためのまちづくりに対して支援が行われるものです。

まず、だれがこの制度を使えるのかというところですが、これは激甚災害に指定をされた災害で、被災した市町村になります。

次に、支援の対象ですが、制度を所管している国交省の資料では、復興に向けた公共施設等の整備というふうに書かれています。そして、具体的な対象として、道路、公園、広場の整備でありますとか、あるいは災害時の活動拠点として機能する施設の整備というものが例示をされており、これらの実施設計費、工事費、用地費などが補助の対象になっています。

次に、補助率です。補助率は2分の1と3分の1の2種類ございます。これは整備するもの、あるいはその目的、用途によって変わってきまして、2分の1補助のパターンというのは防災を目的として整備をされるものになります。例えば、防災道路とかですね、あるいは防災倉庫というようなものの整備は防災を目的に整備されますので2分の1の補助になります。そして3分の1補助のパターンというのは、例えば、地域住民の交流施設であったり、あるいはその高齢者の生活相談施設であったり、防災目的というよりも、生活の質の向上を目的として整備されるものになります。

今回、熊本地震が激甚災害に指定をされたため、熊本県内でもこの事業を活用できるようになりました。本町としてはですね、言ってみれば熊本地震というピンチを高森町の災害対応能力を高めるためのチャンスに変えるという考え方でですね、本事業を活用して、防災拠点センターの整備をはじめとする4つの事業に取り組みたいというふうに考えているものです。以上です。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） 自席から失礼いたします。事業の制度及び概要につきましては、今、橋本審議員がお答えいただきましたけれども、おおむね理解できましたが、補助事業においてですね、補助率100%というのはほとんどないと思われます。今回の補助事業の補助率及び補助に該当しない分の町の負担はどのようになっていますでしょうか。

○議長（田上更生君） 総務課長補佐 岩下徹君。

○総務課長補佐（岩下 徹君） おはようございます。6番 立山議員の御質問でございます。町の財政負担等に関わる部分でございますので、財政担当の私のほうから

ですね、御説明をさせていただきたいと思います。

橋本審議員のほうから御説明ございました、復興まちづくり総合支援事業のメニューの中で、本町は復興に向けた公共施設の整備ということで、今回当初予算に盛り込ませていただいております。

議員御案内のとおり、当初予算概要書の別紙でございます。こちらですね、カラーで作っております別紙当初予算概要書の別紙、こちらのスライド6から9にかけて4つの事業を掲載させていただきました。今回、当初予算では、補助率がいずれも2分の1というところで御提案をさせていただいております。

今後ですね、先ほども若干審議員のほうから説明ございましたが、整備の内容によりましては補助率が3分の1に変更する部分が出てくる場合もございます。また、補助に該当しない部分の町負担ということでございますが、これにつきましては、スライドの6のところで詳細を御説明させていただきたいと思います。この別紙の見開きの左側ですね、左側の下のところで防災拠点センター実施設計という事業をですね、掲載させていただいております。

その一番下にですね、事業費、あるいは補助金、あとそのほかのですね、一般財源の部分の説明をですね、表にして分かりやすく一応つくったところでございますが、まず、その中の一番左側、事業費につきましては、6,580万円、この実施設計に関わる事業費でございますけれども、6,580万円、それに対して2分の1の補助ということになりますので、その右側が補助金として3,290万円、事業費の半分ということになります。そのですね、それに対して残りの2分の1、補助金を差し引いた2分の1、これがその表の上のほうにも書いてますけど、補助裏と言いまして、一般的に補助裏と申し上げておりますが、補助金を差し引いた分の残りの分、これがですね、通常起債借り入れということで対応させていただきますが、今回、この事業に対しましては、公共事業等債という起債が借り入れ対象となります。この公共事業等債につきましては、その補助裏分に対して借り入れをすることができる額が90%までということになっておりますので、事業費から補助金を差し引いた分の90%ということで借り入れる額を2,950万円ということで考えております。その残りの分ですね、補助金と公共事業等債、借り入れる分を差し引いた分の額、これが340万円ということで一般財源というふうに記載させていただいております。ただいま申し上げました、補助金と公共事業等債、それと一般財源、この分につきましては、今回の当初予算の予算額として予算書にも盛り込まれているところでございます。

ここから先ですね、実施的な町負担ということでよく御説明させていただくんですけども、ただいま申し上げました、公共事業等債、起債、市町村がお金を借りる場合ですね、この起債制度につきましては、借り入れた年の翌年からその返済をしていくことになりますが、その返済する額に対しまして、国からのですね、地方交付税という措置がございます。返済する額に対して、一部を国が手当てしていただくということになるんですけども、この公共事業等債の場合につきましては、50から57%ということで、細かい説明をすると難しくなりますので、一応その内容となります。例えば、本町におきますと、過疎債とか、辺地債のほうがもっと有利でございまして、過疎債の場合は70%が国から交付税で措置される。辺地債の場合は80%が措置されるという制度でございまして、今回のこの事業に対しましては、公共事業等債ということで、50から57%ということで計算させていただきますと、本町の場合は、その交付税措置額、これが1,659万1,000円ということになります。そういう部分で、この事業をやることに對して、その年度については一般財源が340万円ですけども、そのあとの借り入れた額を返済する翌年度以降の分に対してですね、そういう交付税措置がありますので、実施的な町負担というのがですね、1,630万9,000円ほどということで試算をしているところでございます。そういうことをすべて計算をしたところで考えますと、今回の場合はですね、総事業費の約25%ぐらい、約25%程度が町の実質的な負担ということになるということでございます。

残りのですね、ほかの3つの事業につきましてもそのような計算方法で総事業費の約25%程度が最終的な、実質的な町負担ということで御理解いただければよろしいかと思います。以上でございます。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） ただいま補佐から詳細に説明いただきました。では、事業がいくつかありますので、その詳細についてお尋ねしたいと思います。

まず、防災拠点センターについてお尋ねします。実施計画はこれからですので、詳細なお答えは難しいと思います。答弁できる範囲のお答えで結構です。熊本地震の被災があったことも要因として、防災拠点センターを整備されると思いますが、今後、災害が発生した場合、災害対策本部は引き続き役場に設置されるのでしょうか。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） おはようございます。6番 立山議員の御質問にお答えを

させていただきます。

議員おっしゃいましたとおり、今回の防災に関する整備につきましては、熊本地震の影響が大きなものでございますけれども、振り返りますと、この役場庁舎も高森総合センターも多くの住民が避難をされました。その中で、避難または防災拠点センターの充実についてやっていかなければならないというふうに痛感したところでございます。

災害対策本部の設置についてでございますけれども、やはり私どもがいろんな事務を行ってまいります中では、やはり役場庁舎中心というのが理想ではないかというふうに考えております。ですから、防災拠点センターを充実するという部分からしますと、役場を中心に充実をさせていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） 次に、現時点での防災拠点センターの利用目的及び活用方法等について説明願います。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 自席から失礼いたします。先ほど申しましたように、防災拠点センターの利活用の方法については、まだいろいろ協議をしてみなければならぬ部分がたくさんございます。ですから、実際に熊本地震の際の対策本部として職務にあたりました、我々職員レベルの協議も被災から間もない時期に検証はしてまいりましたけれども、さらに協議を重ねて、本町に相応しい防災拠点センターを整備していきたいというふうに考えております。計画のとりまとめにつきましては、時間的な余裕がございませでしたものですから、大きな形、大きな項目として御提案せざる得なかったというところで、若干皆様には今の段階でなかなか詳しいところの説明、御提示ができないというところで心苦しく思っているところです。さらにですね、精度を上げるために協議を重ねてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） 昨年の熊本地震の際は、役場に隣接する総合センターを利活用されたと思いますけれども、その際に不便を感じ、改善したほうがよいと思われたので今回の整備に至ったのではないかと思います。その辺りをお聞かせいただくとともに、新しい施設ではその点は改善されるのでしょうか。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 熊本地震の際には、先ほど申しましたように、役場並びに高森総合センターのフロア、それから駐車場が明らかに不足している状態でございます。このことから、防災拠点センターという事業名、また、整備の名前でございますけれども、大きな避難所ということから考えますと、車中避難にも対応できる駐車スペースを確保するということ。それから、災害時における必要な物資、また、特に大災害の場合は、いろんなところからの支援もございますし、そういった備蓄倉庫、そういう機能は当然ですけれども、日常は子どもやお年寄りなどが使えるスペース、そして災害時には避難スペースとして使える施設を整備していければというふうに考えておるところでございます。

また、特に熊本地震の折りには、所要電源が落ちまして、非常に電力の確保というのに町長以下苦勞して、電源の確保がやっとできたところでございますけれども、非常用の電源の確保というのも大きな課題というふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） 新しく整備されるセンターがですね、防災の拠点となるように活用いただきたいと思います。

では、次に、防災道路についてお尋ねします。今回、なぜ防災道路の整備の実施計画は行われるのでしょうか。まず、整備が行われる大まかな路線及び選定理由をお聞かせください。

それと、整備が行われるに至った要因や特別な事情等があれば、また、今回の防災道路がほかにはない特色でもあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 具体的に申しますと、防災道路として整備の計画を考えておりますのは、湧水トンネル公園から中央小学校間の道路の整備でございます。路線につきましては、今回、予定しております役場を中心とする防災拠点センターから高森駅、それから湧水トンネル公園の駐車場までを防災道路、それから湧水トンネル公園から中央小学校間の道路の整備ということを想定をしております。

選定理由などにつきましては、先ほど来、熊本地震のお話をしておりますけれども、湧水トンネル公園に、また高森駅の駐車場に多くの方が車中避難をされたということがございます。これら駐車場も一つの避難拠点として位置付けなければならないということが改めて感じたところでございますし、また、今後復興が見られて、また観光客が多く来ていただくようになれば、観光客の安全の確保もしなければならないという観点から、いざ災害が起これば徒歩で安全に通行できるような道路の

整備が必要であるということから、防災道路の整備を行うものでございます。

今後整備を予定しております防災道路の特色といたしましては、現在、高森の小中学校の通学路は一部カラー舗装をして歩道部分を明確にしておりますように、避難拠点間、それから防災拠点センター間、これらをカラー舗装、またはカラー塗装によって避難者を誘導できるような形で整備を行いたいというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） 防災拠点センターと同時に整備が行われることは非常に有意義であるとともに、有事の際には、有効活用できることと思います。また、今答弁中ありましたように、カラー舗装されるということは、高森町へお越しの観光客が被災された場合にもですね、目に見える誘導であり、不安感を少しでも払拭できると思いますので、今後は突然起こる有事に際しても、町は被災された観光客に対してわかりやすく親切な対応ができる体制や施設整備を目指していただきたいと思います。

もう1点、防災公園実施計画についてお尋ねします。防災公園についての定義や施設整備の条件、使途の制限等についておわかりであれば説明願います。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） もともと防災公園という定義につきましては、大都市を中心に起こる災害を想定した地域の防災構造を強化するために整備されるものというふうに考えておりましたが、今回の熊本地震を経験いたしましたところでは、私どもが住みます高森町でさえそういう防災公園、日ごろから避難ができる、あそこに行けば大丈夫だというような感覚が持てるような、まさしく防災公園というものをですね、整備する必要があるかなと思っております。この防災公園につきましては、地震などの大災害が発生した場合に、被災直後の混乱状況や人の生命維持のための水または食料などの物資が極端に不足した状態となりますから、これが回復するまでは、一般的にはおおよそ3日間ぐらいいかかるというふうにされております。いろんなところでですね、72時間という表現がされておりますのも、この部分かというふうに思っております。ですから、防災公園は、その間の避難者の生活を補助する、様々な機能を有する場所であるべきであって、災害時にスムーズに利用されるためにも平常時には広大なオープンスペースや緑地を生かし、また高齢者や乳幼児、子ども、障害者など、幅広い人たちに親しまれる公園として整備された施設であることが望ましいと、望まれるというふうにされております。具体的には、

整備の条件や用途の制限については設けられておりませんので、本町にあった形の公園を整備したいというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） はい、わかりました。これはお願いですけれども、防災公園という名称であっても、公園の一つであると思いますので、日ごろは誰もが憩えるような施設を整備すること。及び有事の際は、防災の機能、例えばですね、ここに防災公園を知ろうということで取っておりますけれども、例えば、防災トイレ、ソーラー発電の公園等、かまどベンチ、防火水槽、AED、災害救援自動販売機等をですね、備えていただければと思います。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 議員御指摘のとおりですね、防災公園というスペースがあってもですね、物資がなければただの広場にしか終わらないということで、そういった整備が必要かなというふうに考えております。今後どのような整備が必要なのかというのも改めて協議をしてみたいと思いますが、議員が御提案いただきました内容につきましても、当然、整備すべき内容ではないかというふうに考えております。ただ、整備をいたしますと、これを日ごろから維持管理をしなければならぬ、このことがですね、一番有事の際、使えるかどうか。ここを確保することがさらに重要なことかなというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） 素晴らしい公園になることを期待しております。

もう一つお願いですけれども、この概要書の別紙のですね、9ページ、ここにですね、色見地区広域避難所整備も復興まちづくり総合支援事業で計画されているようですが、今後は、ほかの地区についても検討いただければ幸いです。

最後に、この事業を実施することにより、高森町の防災に、また、町の今後にどのような影響を与えると思われますか。町長、お答えいただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 6番 立山議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

今、各課の担当が、また総務課長がお答えしたことをやることによって、高森町の防災にどのような影響を与えるかと、思うかということでございます。やはりですね、1に、わかりやすさの対策ができるのではないかなというふうに考えております。その前段でございますが、まずは、この今回熊本地震を経験いたしまして、考えなければいけないこと、町として。当然世の中で言われております南海トラフの

対策、要は、大規模な震度6以上の地震であったり、例えば、海岸沿いであれば津波であったり、そういう対策をとらなければいけないというのが大前提です。現在、高森町は、各地域で自主防災組織をつくっていただいたり、もしくは、今まで行政が長く積み上げてきた高森町の防災体制、防災対策の事業であったり、政策であったり、地域での共有であったり、そういうところは、私はよくできている町だというふうに考えております。今回、この計画を実施するにあたって、基本的な私の考えは、先ほど申し上げますように、大規模な災害が起こった場合、起こり得るとこれだけ言われてるので、当然対策を取るのは当たり前。ですので、通常の小規模な、例えば、台風被害であったり、震度6以下の地震とかの対策というのは、現在でもできているというふうに考えておりますので、そこを分けて、実は事業を進めていかなければいけないというふうに考えております。当然、地区別に申し上げますと、高森地区、草部・野尻地区、色見地区、私はこの大きな形としてそういうふうになるのではないかと思います。その中で、今回の震度6以上の地震を受けて、事実として表れたことは電源の確保であったり、もしくは、道路の被害状況の確認、すなわち情報の共有、情報を得るということだと思います。震度6、もしくは7以上の地震等が発生した場合、山東部のほうから果たして道路で、橋で、この高森町、旧高森に降りてこれるのか。色見からこれるのかということも実直に考えなければいけない、であるからこそ、大規模なことを想定いたしますと、やはり大きな括りで対策を進めていかなければいけないと思います。今回、私が指揮を執る中で経験したことは、山東部、山間部、野尻・草部にしましては、すぐにでもやらなければいけないことでありまして、現在、進めておりますが、まだはっきりいたしておりませんが、やはり大分県の県境の自治体、もしくは宮崎県の県境の自治体との防災の協定、自治体間の協定をしっかりと結ぶこと。このこと。

それと、先ほど総務課長が申し上げました、電源の確保、電気の確保。

それともう一つは、やはり情報をどうやって共有するかということです。大規模になれば当然一番利便性がいいところ、人の顔が見えるところ、そういうところに集約化してもらうのが一番ベストだと思いますので、しかしながら、道路であったり、橋であったり、山崩れであったり、一体どうなっているのかという情報をどうやってそこを提供するのかということ、このことをやらなければいけない。そして、高森町、この町部といたしましては、今回、経験したことは圧倒的に車中避難が多かったということです。先般、熊本県が10個の市町村ですか、大きな被害を受けたところの住民の方にアンケートを取られております。結果が出ております。約3、

400名の方に詳細にアンケートを採った結果、約7割近くの方がですね、避難所に行っていない。要は、車中避難をなされているという結果がもう出ております。熊日新聞やその他の新聞でも取り上げられているのではないかと思います。そのときに震度7を経験した自治体の被災者の方がおっしゃられたのは、車中、車の中が一番安全と思う。2番目、プライバシーの確保ができる。お年寄りであったり、子どもと一緒にプライバシーの確保ができる。3番目、情報を得ることが車の中のほうが情報を得やすい。役場や避難所に行くより情報が早い。4つ目、ペットを持てると。ペットがいるというところでございます。このことを受けて、私が感じてたこととは全く同じだなということでもあります。ですから、先ほど言いましたように、高森地区に関しましては、車中泊や車中避難の対策が熊本地震を得て経験して、もっともこれをやらなければいけないことというふうに私自身は考えております。

そして、もう一地域の色見地区も同じではないかというふうに考えているところでございます。その中で、昨年の夏に議会の皆様にも御報告をいたしました。町民の皆様にも御報告をさせていただきましたが、東日本震災の大きな被災の市であります、福島県相馬市に視察に行かさせていただきました。相馬市で勉強したことは、たった一つ、大きな柱がございます。今後熊本県が復旧・復興計画の策定をすると、それと同時に、市町村でその計画を策定するところと策定しないところでは、後年、あとの年に大きな差が出てきますよと。ぜひこれは使えるところは使ったほうがいいというアドバイスをいただきました。

そして、もう一つのアドバイスは、相馬市は多くの公共施設をつくりました。しかしながら、私が感じたこと、そして勉強してきたことはポイントチャンネルでもお話をさせていただきましたが、一番大事だったことは、普段から使っている施設であったり、普段から集う場所でなければ、いざ大規模なときには、南海トラフのときであったり、今回の熊本地震のときであったりしたときには、対応ができないということを勉強してまいりました。そのことは、いろんな町民の方も、地区の方も理解されると思います。普段から使ってる公民館、普段から使ってるその地域の避難所にやっぱり最初に行く。それはなぜかという、普段から使ってる、普段から利用しているからであります。ですから、先ほど総務課長がおっしゃいましたように、今回つくる防災施設、備蓄庫も公園もセンターもそうでございますが、わかりやすいところで普段から使うところでなければいけない。そして、そのことは観光でお客さんを入れたいとしている高森町としては、特に観光客の受け入れ態勢に対してもそれは必要であるのではないかと考えておったところでございます。と

ということで、昨年末にですね、急遽、私から見れば急遽ですが、やはり相馬市から学んだように、復旧・復興計画をつくる自治体は、今後補助事業としてそれができると、しかしながら、今年の1月、要は2カ月前です。平成29年の1月末が締め切りですということでした。ほんの短い期間にこの計画を細かくつくることは不可能でしたので、それをどうするかと。しかしながら、勉強してきたことは、これをやった自治体とやってない自治体、あとは大きな差が出ると。財政が一番、そして、やはりどこの自治体もやらなければいけないその防災体制の構築がより効率的にできるということです。要は、やるのか、やらないのか。2分の1の補助金をもらって、残りを起債でやるのか。丸々起債でやるのか。それとも丸々単独の予算でやるのかとなったときに、私が選んだのは、やりますということと、2分の1の補助を最大限にいただいて、残りの分を起債でやっていきたいという考えを職員のほうに伝えたことでございます。その後、職員が頑張りをまして、また、町民の皆様からたくさんの意見をいただきまして、そして、議会の議員さんにも御報告をさせていただきまして、こういうことをやりたいということを説明をさせていただいたところでございます。

今後ですね、やはり特にこの防災センターで必要なのは、物資の供給体制をコンパクトにできる。そして、情報をコンパクトに知ることができる。そのことがやはり必要ではないかというふうに考えております。これは先ほど色見地区とおっしゃいましたが、色見地区も同じではないかというふうに考えております。山東部も同じではないかというふうに考えておるところでございます。

そういう中で、今後ですね、補助金を得るためにより有利な、町民に負担かけない、もともとやらなければいけない事業を、できれば補助金をたくさんいただいて、そしてより良い方向にもっていききたいと。経験をした上でより良い方向、経験というのは大きな自信ですので、やはり震度6以上の南海トラフを想定したようなそういう計画をつくっていかなければいけない。その元々の素案を今回、県に提出をさせていただく。これを出してなければ、これからあとは事業ができないということです、出させていただいたというところでございます。

道路に関しても同じでございます。今後、議会の議員さんからですね、アドバイスいただきながら、より入り込んだその策定を急がなければいけないというところでございます。

それと影響と、与えるということに関しまして、一つ補足させていただきたいんですが、この計画の非常に私の立場から見ていいところは、計画を提出して県や国

に認めていただいた場合には、その後ですね、修正が可能になってくるということです。その事業規模を小さくしてもいい。大きくはできないけど、小さくはしてい
いということでございますので、やはり相馬市でですね、これはやったほうがいい
よと言われたことは間違いではないのかなというふうに思っております。

施設であったり、公園であったり、そういう中の計画の中の細かいところか
ね、未確定ながら予算措置をさせていただくということでもありますので、住民の
代表であられる議員の皆様には、詳細に、丁寧にですね、説明をしながら、また、
アドバイスをいただきながら大規模なこの災害に対する対策が取れる。そのことは、
今後町にとっては少子高齢化を迎える高森町にとってもよりわかりやすい、この防
災対策の構築になるのではないかと。そして、やらなければいけない車中避難、車中
泊の対策も同時にできるのではないかと。そして、観光立町をあげている高森町とし
ては、昼間にこの災害が起きた場合に、観光客の誘導であったり、観光客に対して
のこの防災体制がこの計画でできるのではないかとというふうに考えておりますので、
今後、議会議員の皆様には御理解とアドバイスをいただきながら、詳細に詰めてまい
りたいというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 6 番 立山広滋君。

○6 番（立山広滋君） 今、町長からお言葉いただきましたけれども、今度ともですね、
強靱な、さらに安心・安全なまちづくりのために御努力いただきたいと思います。
これで私の一般質問を終わります。

○議長（田上更生君） 6 番 立山広滋君の質問を終わります。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。11時5分より再開いたします。

—————○—————

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

—————○—————

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き会議を行います。

先ほどの町長の行政報告の中で、追加報告をしたいという申し出があつておりま
すので、許可いたします。

町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 大変申し訳ございません。追加の御報告を1点差し上げたいと

思います。

介護保険不当利得金請求返還裁判についてでございます。先の２月２４日の臨時議会で可決をいただきました案に基づき、３月６日に成立をいたしまして、条件にありましたように、解決金も３月８日に入金されたことを御報告をさせていただきたいと思います。このことにより、一連の裁判は終了したことを御報告といたします。以上です。

○議長（田上更生君） それでは、一般質問を続けます。

３番 後藤三治君。

○３番（後藤三治君） おはようございます。３番 後藤です。今回の一般質問は、平成２９年度の当初予算を審議する定例会でもありますので、その予算の財源となります自主財源で最もウエイトの大きい固定資産税、さらには、その基礎となります地籍調査につき、本町の地籍調査の進捗状況と固定資産税についてとして、町の考えをお聞きいたします。

まず、初めに、地籍調査についてお伺いいたします。地籍調査の目的は、土地を売買したり、相続に伴って分筆したり、公共用地に必要な部分を取得したりする場合、必ず土地の正確な地籍が必要となります。これらの地籍の情報は、登記書の簿冊と地図によって表されておりますが、未だに明治初期の地租改正事業の調査記録を基礎としているため、面積等が正確でないことから、国土調査法に基づき、昭和２６年に開始され、既に調査完了市町村がある一方、未だに調査に未着手の市町村もあると聞いております。本町においては、昭和５０年代に事業着手され、平成２９年度当初予算でも地籍調査業務委託料７，８８６万４，０００円が計上されております。私が記憶しているだけでも４０年ぐらいは事業を行っていることとなります。

そこで、初めの質問は、本町が地籍調査に着手した時期はいつからで、その時の事業完了予定はいつまでであったのかについてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（田上更生君） 税務課長 佐伯実君。

○税務課長（佐伯 実君） おはようございます。３番 後藤三治議員さんの御質問にお答えをいたします。

御質問のとおり、現在の構図は、明治以降に作られた字図でありまして、当時の測量技術では正確性に非常に乏しいものでございました。そこで、国は第二次世界大戦の疲弊した日本を再建するために、国土資源の高度利用が不可欠でございました。しかし、その前提となる国土に関する基礎資料が整備されていない、そのこと

から、まず、国土の実態を正確に把握することが強く求められておりました。現在の地籍調査は、このような背景のもとで、昭和26年に制定されました、国土調査法に基づいて行われております。

さて、高森町での地籍調査事業となりますと、昭和53年度に事業の前準備を行っており、昭和54年度から上色見地域より一筆調査及び字図の修正を行い、当初ではですね、30年を総事業年限として計画をされておりました。現在の年号からしますと、平成20年度末を終了予定としておりました。以上でございます。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） 自席から質問させていただきます。ただいまの答弁では、昭和54年度から着手し、当初の計画では30年ぐらい、すなわち平成20年度末には事業の完了となる予定であったとのこととあります。当時、私も役場におりましたが、一つの事業としてはあまりにも事業年数が長いことから危惧する声もあったと思っております。現在、当初完了予定から10年弱が経過しており、平成29年度当初予算においても予算計上され、今後数年は必要と思われます。

次に、事業着手時の本町の面積174.9平方キロメートルと、先ほど申し上げました登記簿の簿冊で表示されていた台帳面積はどうであったのかお伺いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 税務課長 佐伯実君。

○税務課長（佐伯 実君） 自席から失礼をいたします。御質問の着手時の本町の面積はですね、174.9平方キロメートルでありまして、固定資産の課税台帳の面積はですね、その約半分の86.96平方キロメートルであります。その差異は87.94平方キロメートルとなっており、実面積と固定資産税の課税台帳とは大きくかけ離れている状態でございます。その大きな要因としましては、山林、原野、畑の課税台帳の面積と現地面積との差であると考えられております。以上です。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） ただいまの答弁では、実面積と台帳面積では大きくかけ離れている状況とのこととあります。また、その大きな要因は、山林、原野、畑の差が非常に大きいということとありました。では、これまでに本町の旧町村であります高森、色見、野尻、草部地区の一部で地籍調査が完了していると伺っておりますが、面積の差異はどうであるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 税務課長 佐伯実君。

○税務課長（佐伯 実君） 地籍調査完了面積の差異ということの御質問でございし

た。

議員が今御質問がありましたとおりですね、地籍調査の完了している地域は、上色見、色見、高森、野尻及び草部北部地域が完了をしております。現在、草部南部の一部をですね、調査をしている段階でございまして、現在の進捗率は８８％となっております。

御指摘の調査前の課税台帳面積は７５．６５平方キロメートルであり、調査後の面積は、約１４６．６１平方キロメートルとなり、その差異は７０．９６平方キロメートルであり、当初想定されたとおりの開きが確認をされている次第でございまして、以上です。

○議長（田上更生君） ３番 後藤三治君。

○３番（後藤三治君） これまでに地籍調査が完了している地域の状況から、２倍弱の差が見られると。当初、想定されたとおりの開きが確認されたとのことでもあります。では、現在までに地籍調査が完了した地域で、面積の伸びが大きかった地域はどの地域が最も大きかったのかをお願いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 税務課長 佐伯実君。

○税務課長（佐伯 実君） 地籍調査前と地籍調査後の差異が最も大きかったのは、やはり山林を有しております野尻、草部北部地域がですね、かなり現況の台帳との差があり、やはり２倍以上、それ以上、山林で言いますと、十数倍の開きがあります。ですから、本町の高森町の土地等についてはですね、ほぼ面積等は変わっていないんですが、先ほど言いましたように、原野、山林、畑についてはですね、大きな差が開いている状況です。以上です。

○議長（田上更生君） ３番 後藤三治君。

○３番（後藤三治君） なぜあえてこのような質問を行ったかと申しますと、次に予定いたしております固定資産税の質問と関連があるためお伺いいたしました。

さて、地籍調査は、先ほども申し上げましたとおり、高森、色見、野尻、草部地区の一部は地籍調査完了となっておりますが、平成２９年度、芹口地区から菅山、永野原、下切地域への事業が行われることとなります。地籍調査関係の最後の質問となりますが、現時点での地籍調査の完了予定はいつとお考えであるかお聞かせください。

○議長（田上更生君） 税務課長 佐伯実君。

○税務課長（佐伯 実君） 現在、最終地域であります、草部南部地区を調査中であります。平成２９年度に芹口地区の一部を実施する予定でございまして、以後、順次

調査を行いまして、事業完了年度は、平成38年度を予定しておりますが、御存じのとおり、東北地方を震源とする東日本大震災の復興に要する国の費用が大きいため、地籍事業の予算を大変逼迫しております。近年、補助額の減少が続いておりまして、事業完了年度が不明確な要素もあるのをですね、申し付けておきたいと思っております。以上でございます。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） ただいまの答弁では、事業完了は平成38年度を予定していると。ただ、震災関連予算に相当な費用が必要なため、地籍調査事業予算の減額が続いており、事業完了年度が不明確な要素もあるとのこととあります。このことにつきましては、質問の最後に町長の所見をお伺いしたいと考えております。

次の質問、固定資産税について質問いたします。冒頭申し上げましたとおり、地籍調査の目的は、土地の正確な地籍を求めることにあります。そして、固定資産税は、その地籍の地目、用途により、課税を行うこととなっております。また、平成29年度当初予算の総額は、45億4,100万円であり、その予算を支える歳入では、地方交付税につぎ、自主財源であります町税が4億8,800万円となっております。その町税のうち、固定資産税は2億3,269万円であります。総額からみれば5%相当となりますが、私は、貴重な財源と認識いたしております。そのためにも一日も早い地籍調査完了が待たれるところであります。

では、現在までに地籍調査が完了している地域の課税状況はどうされているのかお伺いいたします。

○議長（田上更生君） 税務課長 佐伯実君。

○税務課長（佐伯 実君） 地籍調査後の課税状況ということでですね、御質問ございました。高森町地籍調査後における課税地籍の取り扱いに関する要綱というのがございまして、その第3条によりまして、地籍調査後の新地籍で課税するのは、原則として町全体の地籍調査が完了した年の翌年度からとし、それまでは猶予期間とするという規定がございます。調査前の地籍面積により課税を現在ではしております。ただし、第4条につきましては、地籍調査後の地籍が地籍調査前の当該土地、登記簿に記載されている地籍よりも小さい場合には、その小さい新地籍により課税をするというふうに、いわゆる納税者に有利なほうということでですね、課税をしております。

また、新たに土地の表示登記がされた場合は、新しい新地籍、いわゆる地籍調査後の面積で課税するように明記がなされております。

また、地籍調査が終了している土地が登記原因がですね、売買の場合にはですね、所有権移転登記の提出された場合には、新地籍、先ほども言いましたように、地籍終了後、新しい地籍でですね、課税するというふうに記されております。高森町としては、この要綱に基づいてですね、適正に課税をしている状況です。以上です。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） 答弁では、売買等所有権移転がなされた土地については、その後、実測課税を行っているということでありまして、それ以外は、現在も台帳面積での課税であるとのことでもあります。

次に、固定資産、土地の課税は台帳に記載された地目に関わらず、現況課税を行うこととなっておりますが、毎年度の課税において、その現況をどのように把握されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 税務課長 佐伯実君。

○税務課長（佐伯 実君） 議員おっしゃりますとおりにですね、固定資産税の課税地目の認定は、現況主義とされております。そこで、固定資産の実地調査は、地方税法第408条の規定によりまして、市町村長は、固定資産評価委員、または固定資産評価補助員に当該市町村の固定資産の状況を少なくとも年1回に実施調査しなければならないという規定がございます。町としましては、日ごろの見回りや、家屋評価時の土地の地目認定及び御本人の申し出によりまして地目の変更について実施調査を行っております。しかしながら、何分にも広大な町土でございまして、詳細な現地調査ができていないのが現状となっております。以上です。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） 答弁では、固定資産の実地調査は、地方税法第408条の規定により、毎年少なくとも1回実地調査を行うこととなっているとのことありますが、答弁のとおり、広大な町土を有する本町の事情から、この通りにはいかないことは私も十分承知いたしております。

また、日ごろの見回りや家屋評価時に土地の地目認定、さらに、御本人申し出による地目の変更等を行っているとのことでもあります。多岐にわたる税務関連事務を行いながらことではありますが、少なくとも評価替え時や5年、10年の期間を定め、一筆調査を行い、課税の不均衡が生じないように努力されるよう要望いたします。

さて、先ほど地籍調査の完了予定を聞きましたが、平成38年度完了予定とのことで、今後10年余り期間がかかるとのことでもあります。また、本町の面積の74%が林野面積であることから、これまでの台帳面積と実測面積を比較いたしますと、

多いところでは5倍、あるいは10倍を超える土地も予想され、固定資産税の負担も大変危惧されるところであります。特に本町の高齢化率の上昇や、働き手後継者不足の問題は、今後ますます厳しくなることが予想されます。田や畑の耕作放置、山林の価格低迷や畜産農家の減少により、一部の原野は荒れた状態のところも見られます。実測課税となりますと、地域によっては納税負担もできない状況が考えられます。このことから、早い時期から実測課税の町民周知と納税協力を推進することが大切とも考えます。町としては、どのような課税方針をお考えなのかお聞かせください。

○議長（田上更生君） 税務課長 佐伯実君。

○税務課長（佐伯 実君） 議員御質問のとおりですね、山林、原野等はですね、旧面積からしますと、2倍から十数倍の開きがございます。危惧されております固定資産税の急激な増加が予想され、我々も懸念しているところではございます。しかしながら、山林の評価額は平均で1,000平米当たり2万5,660円、原野1,000平米当たり1万5,000円、畑1,000平米当たり3万3,881円であり、固定資産税の増加はあるものの、住民の方々には御理解いただけるものと思っております。

御参考までにですね、山林1,000平米評価額2万5,660円に対します税額は約360万円となっておりますが、面積がやっぱり数十倍となりますと、何筆も持たれている方はですね、非常に多額の税の負担が増えるのは事実でございます。町としましては、地籍調査事業開始当初より、地籍の事前説明会でも地権者の皆様の方々にですね、全地域の地籍調査完了後、新地籍で課税を行うことを御説明を申し上げているところでございまして、地権者の方々には十分な御理解がいただけているものと把握をしております。従いまして、本町としましては、先ほど申し上げました要綱のとおりですね、地籍調査完了した翌年度から新地籍で課税をするという方針は変わらないものでございます。以上です。

○議長（田上更生君） 課長、ただいまの答弁の中で、山林の1,000平米、2万5,660円、その課税額が360万円と申し上げましたので、御訂正いたします。

○税務課長（佐伯 実君） すみません、訂正をいたします。360万円はかかりません。360円でございます。すみません。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） ただいまの答弁では、地籍調査事業完了した翌年度から新地籍にて行くと。また、このことは地籍調査事業開始当初より地権者への説明を行って

いるということですが、何度も申し上げますが、事業開始から今日まで40年余り経過しており、今後10年程度事業期間が必要となります。そうなりますと、トータルいたしますと、この事業50年かかることとなります。50年たちますと、ほとんどの世帯が世代交替されており、事業開始時の説明は記憶されていないのが現状と考えます。本町には、たかもりポイントチャンネルもあることから、課税の仕組み等をシリーズ化し、周知することも必要と思っております。今後、十分検討されるようお願いいたします。

最後に、町長にお尋ねいたします。

地籍調査の完了予定が平成38年度で、今後10年程度期間が必要とのことであり、私といたしましては、地籍調査職員の増員を図っても早期に完了され、固定資産税の実測課税に努め、町の貴重な自主財源の確保を行う必要を考えますが、町長の所見はいかがでしょうか。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 3番 後藤議員の御質問にお答えをいたします。

まず、今日の地籍調査、固定資産の御質問でございますが、昭和54年に始まりまして平成20年で終わるという予定が9年間遅れております。その時代その時代の先輩方が努力してこられたと思います。また、地域の方もお手伝いをしてこられたと思いますが、現在、約9年経過いたしております、大変遅れていることに關しまして、申し訳ないなという気持ちと、先ほど申し上げますように、38年にすべて完了予定ということを担当課長が申し上げましたが、これを完了させる強い意志を現町長としては持っているところでございます。議員が御指摘のように、大事な税収です。財源でございます。ですので、38年には終わらせる。しかしながら、今までも遅れた。更に全国の震災でこの地籍に対する補助金等々がですね、厳しいのではないかという声があがっておりますし、現実にもそのようなところが見えてきますが、強い姿勢で平成38年まで終わらせるという気持ちでこの事業を進めてまいりたいと思います。その強い姿勢が職員のプラスと、マンパワーの増加と、マンパワーをやはり付けるべきではないかという議員のアドバイスと御指摘に關しましては、当然人がいれば前倒ししてでもですね、やっていかなければいけないと思います。今後、喫緊の課題として、自治体運営の基本の税収でございますので、課題といたしまして、庁舎内でもですね、検討してまいりたい。また、ほかにも何かやり方、仕方がないかということも考えてまいりたいというふうに思います。

それと大変ですね、ポイントをつかれた御質問で、たかもりポイントチャンネル

という情報を共有するツール、要は番組が高森町にはございます。おっしゃるように、世代が代わり、また代わる。そもそも地籍調査とは何なのか。そして固定資産税というのがその調査が終わって、高森町の場合は新たに事業が終わり次第新しい課税をするということも含めまして、税務課がですね、今回議員からアドバイスいただきましたので、ポイントチャンネルも通してですね、これはやっていただきたいと、私自身も思っているところでございます。

1点、昭和54年にこの事業を開始された当時の先輩方がいらっしゃると思います。また、当時の議員の皆様もいらっしゃいますし、それから以降の議論もあったと思いますが、私は、この御質問をいただいたときに、条例に基づく要綱を読み直しました。そして、先ほども総務課長に御確認を差し上げたところでございますが、やはりほかの市町村では例があるかもしれませんが、高森町はすべての調査が終わって、事業が終わって課税をするという方向はですね、私はすごくですね、素晴らしい考え方であって、当然当たり前でありますけど、でもやはりそこをしっかりとですね、諸先輩方が継続されてこられたということは立派だなというふうに思っております。地籍が終わり次第、そこだけ上げていくとなると、先にやったところは、逆に言うと、何でうちは後でいいですよとかいう話が出るかもしれませんし、それはやはり不平等になりますし、公平性を欠きます。そういう地籍の調査の事業を昭和54年から行われてきてる高森町の先輩方、また議員の皆様方ですね、考え方をしっかりと要綱にも定められておりますので、継承してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） 町長の所見をお聞かせいただきましてありがとうございます。

また、町長は、町長就任から今日まで厳しくなる財政事情を考慮され、各種事業推進において効率のよい、使い勝手のよい補助金等の活用に努めてこられました。このことにより、町の蓄え、財政調整基金は就任時の倍近くとなっております。今後、全国的な震災等の対応で地方交付税や補助金等の減額、減少により、この蓄えを使った事業展開も必要と私は考えております。再度、貴重な自主財源の確保に努めていただきますようお願いいたします。

最後に、私は以前から税務職員の専門的知識が問われる中、異動時期が遅くなったり、時間外での徴収事務も多く発生することから、税務職員の税務手当を新設する必要を感じておりました。また、この税務職員手当については、本町だけの取り組みではなく、国・県をはじめ、多くの市町村で議論されて取り組まれていること

でもあります。他町村の状況も勘案も上、御検討いただきますようお願いし、私の一般質問を終わります。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君の質問を終わります。

これで一般質問は終了しました。

-----○-----

○議長（田上更生君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでございました。

-----○-----

散会 午前11時40分

3 月 1 6 日 (木)

(第 3 日)

平成29年第1回高森町議会定例会（第3号）

平成29年3月16日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 高森町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

日程第2 付託案件の委員長報告並びに採決について

日程第3 特別委員長報告について

日程第4 議員派遣の件について

日程第5 委員会の閉会中の継続調査申出書について

2. 出席議員は次のとおりである。（9名）

1 番	牛 嶋 津世志 君	3 番	後 藤 三 治 君
4 番	興 梶 壽 一 君	5 番	芹 口 誓 彰 君
6 番	立 山 広 滋 君	7 番	森 田 勝 君
8 番	本 田 生 一 君	9 番	田 上 更 生 君
10 番	佐 伯 金 也 君		

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

町 長	草 村 大 成 君	教 育 長	佐 藤 増 夫 君
総 務 課 長	佐 藤 武 文 君	生活環境課長	松 本 満 夫 君
政策推進課長	馬 原 恵 介 君	住民福祉課長	安 藤 吉 孝 君
健康推進課長	阿 南 一 也 君	税 務 課 長	佐 伯 実 君
農林政策課長	後 藤 健 一 君	建 設 課 長	沼 田 勝 之 君
会 計 課 長	河 崎 みゆき 君	たかもりポイントチャンネル事務局長	東 幸 祐 君
教育委員会事務局長	阿 部 恭 二 君	監査委員事務局長	安 方 含 君
生活環境課審議員	田 上 浩 尚 君	政策推進課審議員	橋 本 俊太郎 君
農林政策課審議員	古 澤 要 介 君	教育委員会審議員	堺 昭 博 君

総務課総務係長 岩 下 雅 広 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 佐 藤 幸 一 君 議会事務局庶務係長 山 田 耕 生 君

開議 午前１０時００分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

なお、総務課長補佐 岩下 徹君からは欠席届が出ておりますので報告いたしておきます。

お諮りします。お手元に配付してあります日程にしたがって議事を進めたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第１ 高森町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（田上更生君） 日程第１、高森町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定しました。

お諮りします。指名推選については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

高森町選挙管理委員会委員には、津留康憲君、後藤 武君、二子石清廣君、岩下一夫君。以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を、高森町選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました、津留康憲君、後藤 武君、二子石清廣君、岩下一夫君。以上の方が高森町選挙管理委

員会委員に当選されました。

次に、高森町選挙管理委員会委員補充員には、古澤建生君、住吉義隆君、安藤勲藏君、白石博昭君。以上の方を指名します。補充員の順位については、各委員ごとの順位とすることにいたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を、高森町選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました、古澤建生君、住吉義隆君、安藤勲藏君、白石博昭君。以上の方が高森町選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

なお、委員及び補充員の詳細については、お手元に配付しました名簿のとおりであります。

—————○—————

日程第２ 付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長（田上更生君） 日程第２、付託案件の委員長報告並びに採決についてを議題とします。

—————○—————

議案第９号 高森町駐在嘱託員設置条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 議案第９号、高森町駐在嘱託員設置条例の一部改正については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 芹口誓彰君。

○総務常任委員長（芹口誓彰君） ５番 芹口です。

総務常任委員会に付託されました、議案第９号、高森町駐在嘱託員設置条例の一部改正につきましては、３月９日に委員会を開会し、総務課より佐藤課長、岩下課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号、高森町駐在嘱託員設置条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

議案第11号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 議案第11号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 芹口誓彰君。

○総務常任委員長（芹口誓彰君） 5番 芹口です。

総務常任委員会に付託されました、議案第11号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、3月9日に委員会を開会し、総務課より佐藤課長、岩下課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第 12 号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 議案第 12 号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 芹口誓彰君。

○総務常任委員長（芹口誓彰君） 5 番 芹口です。

総務常任委員会に付託されました、議案第 12 号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、3 月 9 日に委員会を開会し、総務課より佐藤課長、岩下課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 12 号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第 13 号 高森町税条例等の一部改正について

○議長（田上更生君） 議案第 13 号、高森町税条例等の一部改正については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 芹口誓彰君。

○総務常任委員長（芹口誓彰君） 5 番 芹口です。

総務常任委員会に付託されました、議案第 13 号、高森町税条例等の一部改正につきましては、3 月 9 日に委員会を開会し、税務課より佐伯課長、荒牧課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議

なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号、高森町税条例等の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

議案第14号 高森町税特別措置条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 議案第14号、高森町税特別措置条例の一部改正については、
総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 芹口誓彰君。

○総務常任委員長（芹口誓彰君） 5番 芹口です。

総務常任委員会に付託されました、議案第14号、高森町税特別措置条例の一部改正につきましては、3月9日に委員会を開会し、税務課より佐伯課長、荒牧課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号、高森町税特別措置条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第15号 高森町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 議案第15号、高森町国民健康保険税条例の一部改正については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 立山広滋君。

○文教厚生常任委員長（立山広滋君） おはようございます。6番 立山です。

文教厚生常任委員会に付託されました、議案第15号、高森町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、3月10日に委員会を開催し、健康推進課より阿南課長、丸山課長補佐に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号、高森町国民健康保険税条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第17号 高森町介護保険条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 議案第17号、高森町介護保険条例の一部改正については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 立山広滋君。

○文教厚生常任委員長（立山広滋君） 6番 立山です。

文教厚生常任委員会に付託されました、議案第17号、高森町介護保険条例の一部改正につきましては、3月10日に委員会を開催し、健康推進課より阿南課長、丸山課長補佐に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号、高森町介護保険条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

議案第20号 平成28年度高森町一般会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第20号、平成28年度高森町一般会計補正予算については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 芹口誓彰君。

○総務常任委員長（芹口誓彰君） 5番 芹口です。

総務常任委員会に付託されました、議案第20号、平成28年度高森町一般会計補正予算につきましては、3月9日に委員会を開会し、税務課より佐伯課長、荒牧課長補佐及び担当係長、監査委員事務局より安方局長、生活環境課より松本課長、田上審議員、担当係長、たかもりポイントチャンネル事務局より東局長及び担当係長、総務課より佐藤課長、岩下課長補佐及び担当係長、政策推進課より馬原課長、橋本審議員及び担当係長、議会事務局より佐藤事務局長、山田係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定い

たしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 文教厚生常任委員長 立山広滋君。

○文教厚生常任委員長（立山広滋君） 6番 立山です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第20号、平成28年度高森町一般会計補正予算につきましては、3月10日に委員会を開催し、住民福祉課より安藤課長、高崎課長補佐及び担当係長、健康推進課より阿南課長、丸山課長補佐及び担当係長、教育委員会事務局より佐藤教育長、阿部事務局長、堺審議員、後藤次長及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 建設経済常任委員長 後藤三治君。

○建設経済常任委員長（後藤三治君） おはようございます。3番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第20号、平成28年度高森町一般会計補正予算につきましては、3月13日に委員会を開催し、建設課より沼田課長、野尻課長補佐及び担当係長、農林政策課より後藤課長、古澤審議員及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

また、建設課関連事業で平成27年度から繰越明許で工事を行っている町道村山・高尾野線、豪雨による決壊した箇所への復旧工事を行っている町道永野原・河原線、防災道路として工事に着手した町道西原・前原線の道路状況について、現地調査を行い、担当者より工事概要、進捗状況について説明を受けました。

以上、報告、終わります。

○議長（田上更生君） 各常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号、平成28年度高森町一般会計補正予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第21号 平成28年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第21号、平成28年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 立山広滋君。

○文教厚生常任委員長（立山広滋君） 6番 立山です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第21号、平成28年度高森町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、3月10日に委員会を開会し、健康推進課より阿南課長、丸山課長補佐に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号、平成28年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第22号 平成28年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第22号、平成28年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告

を求めます。

文教厚生常任委員長 立山広滋君。

○文教厚生常任委員長（立山広滋君） 6番 立山です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第22号、平成28年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、3月10日に委員会を開会し、健康推進課より阿南課長、丸山課長補佐に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号、平成28年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

議案第23号 平成28年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第23号、平成28年度高森町介護保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 立山広滋君。

○文教厚生常任委員長（立山広滋君） 6番 立山です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第23号、平成28年度高森町介護保険特別会計補正予算につきましては、3月10日に委員会を開会し、健康推進課より阿南課長、丸山課長補佐に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号、平成28年度高森町介護保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

議案第24号 平成28年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第24号、平成28年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 後藤三治君。

○建設経済常任委員長（後藤三治君） 3番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第24号、平成28年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算につきましては、3月13日に委員会を開催し、建設課より沼田課長、野尻課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号、平成28年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

議案第25号 平成28年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第25号、平成28年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 後藤三治君。

○建設経済常任委員長（後藤三治君） 3番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第25号、平成28年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算につきましては、3月13日に委員会を開催し、建設課より沼田課長、野尻課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号、平成28年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第 26 号 平成 28 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第 26 号、平成 28 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 芹口誓彰君。

○総務常任委員長（芹口誓彰君） 5 番 芹口です。

総務常任委員会に付託されました、議案第 26 号、平成 28 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算につきましては、3 月 9 日に委員会を開会し、政策推進課より馬原課長、橋本審議員及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 26 号、平成 28 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第 27 号 平成 29 年度高森町一般会計予算について

○議長（田上更生君） 議案第 27 号、平成 29 年度高森町一般会計予算については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 芹口誓彰君。

○総務常任委員長（芹口誓彰君） 5 番 芹口です。

総務常任委員会に付託されました、議案第 27 号、平成 29 年度高森町一般会計

予算につきましては、３月９日に委員会を開会し、税務課より佐伯課長、荒牧課長補佐及び担当係長、会計課より河崎課長、監査委員事務局より安方局長、生活環境課より松本課長、田上審議員及び担当係長、たかもりポイントチャンネル事務局より東局長及び担当係長、総務課より佐藤課長、岩下課長補佐及び担当係長、政策推進課より馬原課長、橋本審議員及び担当係長、議会事務局より佐藤事務局長、山田係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

また、総務課関連の色見地区広域避難所整備について、色見総合センター付近の駐車場予定地の視察を行い、総務課長から災害時の車中避難場所を確保するための整備を行うためであるとの説明を受けました。

以上、報告、終わります。

○議長（田上更生君） 文教厚生常任委員長 立山広滋君。

○文教厚生常任委員長（立山広滋君） ６番 立山です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第２７号、平成２９年度高森町一般会計予算につきましては、３月１０日に委員会を開催し、住民福祉課より安藤課長、高崎課長補佐及び担当係長、健康推進課より阿南課長、丸山課長補佐及び担当係長、教育委員会事務局より佐藤教育長、阿部局長、堺審議員、後藤次長及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 建設経済常任委員長 後藤三治君。

○建設経済常任委員長（後藤三治君） ３番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第２７号、平成２９年度高森町一般会計予算につきましては、３月１３日に委員会を開催し、建設課より沼田課長、野尻課長補佐及び担当係長、農林政策課より後藤課長、古澤審議員及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 各常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号、平成29年度高森町一般会計予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第28号 平成29年度高森町国民健康保険特別会計予算について

○議長（田上更生君） 議案第28号、平成29年度高森町国民健康保険特別会計予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 立山広滋君。

○文教厚生常任委員長（立山広滋君） 6番 立山です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第28号、平成29年度高森町国民健康保険特別会計予算につきましては、3月10日に委員会を開会し、健康推進課より阿南課長、丸山課長補佐に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号、平成29年度高森町国民健康保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されま

した。

-----○-----

議案第 29 号 平成 29 年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（田上更生君） 議案第 29 号、平成 29 年度高森町後期高齢者医療特別会計予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 立山広滋君。

○文教厚生常任委員長（立山広滋君） 6 番 立山です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第 29 号、平成 29 年度高森町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、3 月 10 日に委員会を開会し、健康推進課より阿南課長、丸山課長補佐に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 29 号、平成 29 年度高森町後期高齢者医療特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第 30 号 平成 29 年度高森町介護保険特別会計予算について

○議長（田上更生君） 議案第 30 号、平成 29 年度高森町介護保険特別会計予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 立山広滋君。

○文教厚生常任委員長（立山広滋君） 6 番 立山です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第３０号、平成２９年度高森町介護保険特別会計予算につきましては、３月１０日に委員会を開会し、健康推進課より阿南課長、丸山課長補佐に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第３０号、平成２９年度高森町介護保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

議案第３１号 平成２９年度高森町簡易水道事業特別会計予算について

○議長（田上更生君） 議案第３１号、平成２９年度高森町簡易水道事業特別会計予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 後藤三治君。

○建設経済常任委員長（後藤三治君） ３番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第３１号、平成２９年度高森町簡易水道事業特別会計予算につきましては、３月１３日に委員会を開催し、建設課より沼田課長、野尻課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号、平成29年度高森町簡易水道事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第32号 平成29年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について

○議長（田上更生君） 議案第32号、平成29年度高森町農業用水供給事業特別会計予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 後藤三治君。

○建設経済常任委員長（後藤三治君） 3番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第32号、平成29年度高森町農業用水供給事業特別会計予算につきましては、3月13日に委員会を開催し、建設課より沼田課長、野尻課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第３２号、平成２９年度高森町農業用水供給事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第３３号 平成２９年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について

○議長（田上更生君） 議案第３３号、平成２９年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 芹口誓彰君。

○総務常任委員長（芹口誓彰君） ５番 芹口です。

総務常任委員会に付託されました、議案第３３号、平成２９年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算につきましては、３月９日に委員会を開会し、政策推進課より馬原課長、橋本審議員及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第３３号、平成２９年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第３ 特別委員長報告について

○議長（田上更生君） 日程第３、特別委員長報告についてを議題とします。

地方創生特別委員長 森田勝君。

○地方創生特別委員長（森田 勝君） おはようございます。

地方創生特別委員会から報告いたします。

地方創生特別委員会を3月14日に開催し、政策推進課、馬原課長、橋本審議員、今吉係長より一般社団法人TAKA r a MOR Iの現状説明及び地方創生加速化交付対象事業の説明を受け、その内容について審議を行いました。

内容につきましては、地方創生加速化交付金を活用して法人を設立し、事業を実施しているTAKA r a MOR Iの開業から現在までの事業実績について報告があり、主なものとしては、1、イベント起業事業として、南阿蘇鉄道復活祭に併せた事務所開所式、湧水トンネル公園一帯でのスマイリーフラワーイベントの開催、2、店舗運営事業として、レストラン「ウォーター・フォレスト」の営業並びにメニューの開発、南阿蘇鉄道復興パスタ、ひごむらさきのスープ、あか牛炙り丼、根子岳カレー、これは平成28年度阿蘇ジオパークランド最優秀受賞を受けております。3として、地域特産品開発事業、絵本、草原の小さな宝物の開発、南郷檜オイルの試作、つるのこ芋を使ったスイーツ、ダチョウの卵を使ったクッキー等があり、今後も一般社団法人として収益事業と営業努力をするとのことでありました。なお、地方自治法に定められた経営状況を説明する書類については、第2回議会定例会において提出予定とのことでした。また、地方創生加速化交付金を活用した事業について6事業、事業総額8,662万円との報告がありましたが、こちらも事業実績報告がまとまり次第改めて詳細報告するとのことでした。

委員からは、事業報告書中に横文字の記載があり、意味が理解できないのでわかりやすくとの意見や、商標登録、商標とは、事業者が自己、自社の取り扱う商品、サービスを他人、他者のものと区別するために使用する識別標識をすることにより、開発後の商品の管理や登録商品の活用、販売による利益につながるのではといった意見も出されました。

以上、地方創生特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長（田上更生君） 災害対策特別委員長 本田生一君。

○災害対策特別委員長（本田生一君） おはようございます。8番 本田です。

災害対策特別委員会の報告をいたします。災害対策特別委員会を3月14日に開催をし、政策推進課、馬原課長、橋本審議員より高森町復旧復興計画についての説明を受け、その内容について審議を行いました。

まず、本計画につきましては、12月定例会で説明を受けた熊本地震からの早期復旧、また創造的復興を目指すための計画であること。及び公募を行った住民から

の意見と本委員会委員からの意見等を取りまとめた結果をまとめたものであることの報告がありました。

内容に関しましては、数値や時系列の見直し、及び被災状況の表記や復興まちづくり総合支援事業との整合性について説明があり、委員から新たな施設の整備について、場所の選定等関係各課で十分協議するようにとの意見や、小規模災害時の避難所は、地元施設が最良と思われるので、避難所として整備する際の助成についても今後検討していただきたいといった意見も出されました。

なお、今後町民に対して、本計画を公表する予定となっております。

以上、災害対策特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長（田上更生君） 議会広報特別委員長 興柁壽一君。

○議会広報特別委員長（興柁壽一君） おはようございます。4番 興柁です。

議会広報特別委員会の報告をいたします。議会広報特別委員会は、3月15日に開催し、議会広報「絆」66号の発行内容やスケジュールについて協議を行いました。

内容につきましては、3月定例会初日の質疑、平成29年度の一般会計当初予算及び一般質問を中心として取り上げ、町民の皆さまに分かりやすくお知らせする予定です。今回は、5月上旬の発送を目標としておりますので、議員各位の御理解と協力をお願いを申し上げます。

なお、TPC（たかもりポイントチャンネル）におきましては、5月6日から放送予定となっておりますので、皆様の御視聴をよろしくお願いを申し上げます。

以上、議会広報特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長（田上更生君） 以上で特別委員長の報告を終わります。

—————○—————

日程第4 議員派遣の件について

○議長（田上更生君） 日程第4、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思えます。併せて、詳細並びに一部変更があった場合については、議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

—————○—————

日程第5 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（田上更生君） 日程第5、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各常任委員長並びに議会運営委員長から、所管事務及び所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りましたとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（田上更生君） これで、本日の日程は全部終了しました。

一言御挨拶申し上げます。

3月8日から本日16日まで9日間、28年度の補正、そして29年度の当初予算審議というようなことございまして、大変皆さん方には、詳細にわたっての御説明を受けながらの審議、協議であったかというふうに思います。昨年4月の熊本地震後、復旧・復興に向けての大きな柱といいますか、それを中心としたような事業展開になっているかというふうに思います。本来でございますと全員協議会等ですね、議員の皆さん方をお願いをしたいところでございますけれども、再度、この議案の内容と審議の内容等も各自に御検討いただきましてですね、町民の皆さん方にしっかりと説明もまたとっていただきたいなと、していただきたいなというふうに思います。ポイントチャンネル等で予算の内容については報告もされるかというふうに思いますけれども、それは草村町長が最初から、住民に対して正確な情報を流す。提供する。そして、住民と議会、そしてまた、町長、執行部、職員が同じ情報を共有しながら、町民のためのまちづくりをやっていく大きな柱ではないのかなというふうに思っております。災害復旧が大きな予算の中の柱になっているというようなことで、住民の皆さん方の不満であったり、批判というのも確かにあるかというふうに思いますけれども、これは災害復旧に向けての復旧・復興の大きな柱でございますので、これを十分に住民の皆さん方にも御理解いただけるような方策を取っていただきたいというふうに思います。当初予算、今日提案の中でしっかりと御審議いただきながら御承認をいただいておりますけれども、この事業のこ

れからの推進に当たってはですね、職員の皆さん方が第一線になって町民の皆さん方の福祉向上充実に努めていただくわけでございますので、職員の皆さん方におきましても、ぜひ熱意と情熱と責任感を持ってですね、これからの事業の推進に当たっていただきたいというふうに思います。創造的復旧・復興というようなことで、高森町の復旧・復興計画を柱として、これからの事業推進がなされていくかというふうに思います。創造的復興の中ですね、新しい高森町のまたまちづくりという部分もこれから推進をされていくところでございますので、どうぞ皆さん方の御奮闘を御祈念申し上げ、簡単でございますけれども、御挨拶にかえさせていただきます。本当にお疲れでございました。

-----○-----

○議長（田上更生君） それでは、会議を閉じます。

平成29年第1回高森町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

-----○-----

閉会 午前10時52分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高 森 町 議 会 会 議 録
平 成 29 年 第 1 回 定 例 会

平 成 29 年 3 月 発 行

発行人 高 森 町 議 会 議 長 田 上 更 生
編集人 高 森 町 議 会 事 務 局 長 佐 藤 幸 一
作 成 株 式 会 社 ア ク セ ス
電 話 (096) 372-1010

~~~~~  
高 森 町 議 会 事 務 局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168  
電 話 (0967) 62-1111